

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	41
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	41
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	41
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	41
第 2 節	監視指導業務	41
第 1 節	第 1 監視指導	41
第 2 節	第 2 収去	62
第 3 節	第 3 G L P	63
第 3 節	食品衛生管理者	64
第 4 節	輸入食品対策	65
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	65
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	66
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	77
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	78
第 5 節	食品中の放射性物質対策	80
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	80
第 2 節	第 2 都内と畜牛肉の放射性物質検査	81
第 6 節	牛乳衛生	82
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	82
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導担当	82
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	83
第 7 節	農畜水産食品衛生	84
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	84
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	84
第 3 節	第 3 ふぐ	84
第 4 節	第 4 食鳥検査	89
第 8 節	食品汚染対策	90
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	90
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	94
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド (T B T O) 等汚染調査結果	98
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	101
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	111
第 6 節	第 6 汚染米調査	116
第 9 節	食品表示法 (品質事項・保健事項) 及び健康増進法に基づく食品表示対策	117
第 1 節	第 1 食品表示法 (品質事項) 等に基づく表示の適正化	117
第 2 節	第 2 D N A 鑑定等による食品の科学的検証	118
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	119

第4	健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化	121
第10節	食品衛生自主管理認証制度	122
第1	制度の概要	122
第2	令和元年度の主な取組	122
第11節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	123
第1	制度の概要	123
第2	令和元年度の自主回収情報の公表	123
第12節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	124
第1	食の安全に関する相談	124
第2	衛生展、街頭相談等の開催	124
第3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	125
第4	食品衛生講習会	126
第5	食の安全都民フォーラム	127
第6	その他の都民向けセミナー	127
第7	インターネットによる情報提供	128
第13節	その他の事業	129
第1	シアン化合物含有豆類の取扱状況	129
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	130

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務（令和元年度）

第1 食品衛生法関係

1 許可を要するもの

食品衛生法（以下「法」という。）第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則（以下「委任規則」という。）により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっている。

2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

第2 食品製造業等取締条例関係

1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、弁当等人力販売業が、本条例第5条の3により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の

特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では、知事に許可の権限がある。

2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く。）及びその加工品、豆腐及びその加工品又はゆでめん類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の5で卵選別包装業者、第5条の6で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では知事に権限がある。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、取去検査等の業務に従事している。令和元年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その1）

	総計	（規第1） 定五食 総す十品 る二衛 計營条生 業に法	飲食店営業								
			小計	ホ 旅 テ 館 ル・	キ バ ヤ バ レ ー ・	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋	
30 年 度	全都	501,964	298,025	192,934	1,928	9,915	139,188	23	4,448	4,706	1,641
	都	98,465	47,424	27,075	622	675	18,388	-	646	682	316
	区	376,088	237,184	158,041	1,235	8,855	115,718	23	3,634	3,856	1,247
	市	27,411	13,417	7,818	71	385	5,082	-	168	168	78
元 年 度	全都	500,825	297,467	192,997	1,967	9,981	139,255	21	4,377	4,534	1,685
	都	98,227	47,125	27,019	605	687	18,296	-	632	668	318
	区	375,277	236,948	158,162	1,293	8,919	115,885	21	3,582	3,706	1,287
	市	27,321	13,394	7,816	69	375	5,074	-	163	160	80
区	千代田区	18,133	13,626	8,973	84	148	6,960	-	178	289	15
	中央区	22,929	16,184	11,440	139	1,849	7,652	1	457	238	38
	港区	30,343	22,509	15,897	109	853	12,507	3	397	260	66
	新宿区	27,461	19,268	14,701	141	1,730	11,387	-	228	182	61
	文京区	8,790	5,575	3,609	36	57	2,836	2	80	117	32
	台東区	16,231	10,954	8,031	248	439	5,557	5	178	204	38
	墨田区	13,184	6,976	4,695	47	424	3,120	5	95	142	51
	江東区	16,246	10,092	5,805	25	55	4,225	1	113	139	70
	品川区	16,972	9,305	5,942	57	336	3,977	1	156	176	54
	目黒区	8,967	6,065	4,130	11	115	3,088	-	106	83	53
	大田区	22,474	12,800	7,728	60	231	5,386	-	164	184	82
	世田谷区	24,963	13,464	8,482	5	37	6,490	-	170	211	127
	渋谷区	19,437	14,519	10,343	94	793	8,078	-	181	154	33
	中野区	9,805	5,597	3,803	3	190	2,951	1	124	89	29
	杉並区	14,851	8,532	5,747	13	105	4,462	-	112	135	60
	豊島区	14,730	9,892	6,897	100	592	5,065	-	145	160	46
	北区	11,483	6,170	4,010	19	209	2,959	-	75	91	44
	荒川区	7,315	3,626	2,297	17	35	1,633	1	63	84	31
	板橋区	13,030	7,860	4,681	3	79	3,401	1	100	142	69
	練馬区	13,166	7,787	4,636	4	160	3,179	-	108	153	95
足立区	16,360	9,807	6,010	32	41	4,084	-	126	182	82	
葛飾区	12,907	7,114	4,541	11	154	2,984	-	92	161	55	
江戸川区	15,500	9,226	5,764	35	287	3,904	-	134	130	56	
市	八王子市	15,351	8,242	4,839	45	195	3,241	-	103	89	51
	町田市	11,970	5,152	2,977	24	180	1,833	-	60	71	29
都	西多摩	12,747	6,707	4,012	93	148	2,518	-	93	99	39
	南多摩	8,201	4,510	2,434	11	32	1,604	-	50	57	41
	多摩立川	21,671	10,441	6,165	53	201	4,320	-	132	151	68
	多摩府中	30,343	14,407	8,560	28	211	6,089	-	211	235	89
	多摩小平	19,020	8,206	4,667	17	82	3,228	-	127	110	73
	大島	1,873	908	537	222	2	204	-	9	6	1
	三宅	471	194	112	45	-	45	-	-	1	1
	八丈	983	471	276	70	11	160	-	2	4	4
	小笠原	331	198	130	66	-	37	-	3	-	2
	市場	2,587	1,083	126	-	-	91	-	5	5	-

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その2）

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子の製造業の	移動	臨時	自動車
30年度	全都	19,422	2,834	16,439	149	21,511	4,802	5,123	10,439	9	602	536
	都	3,194	460	2,691	43	4,268	966	954	2,067	1	145	135
	区	15,361	2,264	13,001	96	15,979	3,532	3,936	7,813	8	371	319
	市	867	110	747	10	1,264	304	233	559	-	86	82
元年度	全都	18,927	3,146	15,611	170	21,864	4,826	5,127	10,704	9	597	601
	都	3,094	465	2,581	48	4,310	969	943	2,110	1	145	142
	区	14,981	2,550	12,320	111	16,262	3,561	3,947	8,011	8	366	369
	市	852	131	710	11	1,292	296	237	583	-	86	90
区	千代田区	1,684	180	1,502	2	626	265	134	210	1	6	10
	中央区	1,351	340	1,006	5	829	244	322	238	-	9	16
	港区	2,145	183	1,953	9	1,125	284	242	571	-	2	26
	新宿区	919	151	761	7	906	139	220	472	-	55	20
	文京区	347	64	281	2	458	94	127	232	-	2	3
	台東区	506	146	352	8	812	90	200	369	1	142	10
	墨田区	305	67	237	1	504	72	127	291	-	10	4
	江東区	955	86	859	10	755	144	165	392	-	6	48
	品川区	806	57	747	2	559	151	96	305	-	-	7
	目黒区	330	117	203	10	496	166	127	184	-	8	11
	大田区	789	85	703	1	915	205	260	364	-	69	17
	世田谷区	570	173	388	9	1,478	279	331	831	2	9	26
	渋谷区	1,016	292	715	9	1,042	174	242	592	-	13	21
	中野区	243	48	192	3	386	102	86	192	-	2	4
	杉並区	304	84	219	1	740	162	143	427	-	1	7
	豊島区	453	122	322	9	644	154	170	299	1	2	18
	北区	294	45	243	6	444	93	111	222	1	1	16
	荒川区	146	27	119	-	255	58	60	137	-	-	-
	板橋区	432	53	378	1	610	135	151	320	-	1	3
練馬区	336	67	267	2	734	150	160	386	-	17	21	
足立区	435	58	371	6	742	140	185	374	2	-	41	
葛飾区	276	46	227	3	534	115	130	262	-	7	20	
江戸川区	339	59	275	5	668	145	158	341	-	4	20	
市	八王子市	560	76	480	4	786	177	151	321	-	85	52
	町田市	292	55	230	7	506	119	86	262	-	1	38
都	西多摩	408	50	351	7	613	96	147	280	-	61	29
	南多摩	383	51	326	6	444	109	93	213	-	19	10
	多摩立川	724	108	603	13	936	247	189	445	-	8	47
	多摩府中	984	176	792	16	1,354	288	282	718	1	34	31
	多摩小平	495	62	431	2	789	196	193	361	-	17	22
	大島	13	11	1	1	90	18	24	43	-	4	1
	三宅	2	2	-	-	20	2	2	14	-	2	-
	八丈	5	3	-	2	42	9	8	23	-	-	2
	小笠原	3	2	-	1	20	3	4	13	-	-	-
	市場	77	-	77	-	2	1	1	-	-	-	-

(令和2年3月末現在)

		あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	さ特く取別処業乳	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業				
								小計	専業	売シヨーケーリス	自動販売機	自動車
30年度	全都	49	2,298	8	-	174	-	25,897	859	18,114	6,800	124
	都	9	420	6	-	41	-	4,985	204	3,512	1,244	25
	区	37	1,764	1	-	125	-	19,421	587	13,569	5,179	86
	市	3	114	1	-	8	-	1,491	68	1,033	377	13
元年度	全都	50	2,420	8	-	182	-	25,359	828	17,946	6,458	127
	都	10	429	6	-	44	-	4,857	199	3,451	1,179	28
	区	37	1,861	1	-	129	-	19,055	566	13,476	4,927	86
	市	3	130	1	-	9	-	1,447	63	1,019	352	13
区	千代田区	1	130	-	-	3	-	1,192	5	714	472	1
	中央区	1	146	-	-	15	-	865	6	564	294	1
	港区	2	138	-	-	11	-	1,466	8	852	604	2
	新宿区	1	116	-	-	12	-	1,123	26	778	313	6
	文京区	2	60	-	-	2	-	513	9	371	133	-
	台東区	2	116	-	-	1	-	579	10	439	130	-
	墨田区	1	62	-	-	3	-	519	22	392	105	-
	江東区	2	99	-	-	5	-	1,060	24	649	386	1
	品川区	1	38	-	-	3	-	841	26	556	254	5
	目黒区	-	39	-	-	4	-	466	18	345	103	-
	大田区	4	85	-	-	13	-	1,371	53	915	400	3
	世田谷区	1	101	-	-	13	-	1,173	58	932	176	7
	渋谷区	1	223	-	-	10	-	847	7	570	269	1
	中野区	1	35	-	-	-	-	460	24	361	75	-
	杉並区	1	57	-	-	2	-	683	20	561	101	1
	豊島区	2	92	-	-	5	-	765	18	536	210	1
	北区	1	37	-	-	10	-	568	20	413	133	2
	荒川区	1	16	-	-	1	-	346	17	265	64	-
	板橋区	3	48	-	-	3	-	862	39	652	167	4
	練馬区	1	53	-	-	1	-	812	27	657	116	12
足立区	3	62	-	-	3	-	975	59	717	179	20	
葛飾区	3	49	1	-	5	-	670	33	500	123	14	
江戸川区	2	59	-	-	4	-	899	37	737	120	5	
市	八王子市	3	70	-	-	7	-	853	28	586	230	9
	町田市	-	60	1	-	2	-	594	35	433	122	4
都	西多摩	2	53	1	-	10	-	643	35	454	147	7
	南多摩	1	50	-	-	1	-	553	19	383	149	2
	多摩立川	3	101	2	-	12	-	1,057	50	713	292	2
	多摩府中	2	154	1	-	11	-	1,470	44	1,060	363	3
	多摩小平	1	52	-	-	4	-	966	42	692	219	13
	大島	1	7	1	-	2	-	68	2	65	-	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	16	1	15	-	-
	八丈	-	7	1	-	2	-	29	-	29	-	-
	小笠原	-	4	-	-	-	-	9	-	9	-	-
	市場	-	1	-	-	2	-	46	6	31	9	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その3)

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
30年度	全都	799	14,909	3,625	11,207	-	77	220	15,117	4,425	10,517	175	35
	都	129	2,785	716	2,051	-	18	51	3,378	1,439	1,897	42	34
	区	644	11,327	2,710	8,568	-	49	154	10,956	2,761	8,072	123	-
	市	26	797	199	588	-	10	15	783	225	548	10	1
元年度	全都	813	14,858	3,559	11,213	-	86	232	15,041	4,360	10,506	175	35
	都	127	2,768	715	2,031	-	22	51	3,335	1,436	1,859	40	34
	区	660	11,300	2,646	8,600	-	54	166	10,926	2,700	8,100	126	-
	市	26	790	198	582	-	10	15	780	224	547	9	1
区	千代田区	8	438	22	415	-	1	6	432	43	388	1	-
	中央区	13	553	147	403	-	3	17	635	262	370	3	-
	港区	21	703	130	571	-	2	7	634	89	545	-	-
	新宿区	37	652	131	517	-	4	3	623	126	492	5	-
	文京区	15	242	44	198	-	-	3	239	46	191	2	-
	台東区	31	379	109	270	-	-	9	360	99	257	4	-
	墨田区	19	373	92	279	-	2	4	373	94	271	8	-
	江東区	53	588	146	439	-	3	9	576	150	418	8	-
	品川区	48	479	94	375	-	10	8	455	87	357	11	-
	目黒区	11	259	65	194	-	-	8	239	50	189	-	-
	大田区	44	784	188	596	-	-	10	794	230	556	8	-
	世田谷区	20	737	187	546	-	4	17	724	192	523	9	-
	渋谷区	11	465	89	375	-	1	2	434	77	357	-	-
	中野区	20	294	109	184	-	1	6	285	100	182	3	-
	杉並区	11	447	108	337	-	2	7	431	112	315	4	-
	豊島区	23	462	90	371	-	1	15	432	94	337	1	-
	北区	26	345	103	240	-	2	2	323	90	227	6	-
	荒川区	30	233	74	159	-	-	4	209	67	140	2	-
	板橋区	38	536	128	404	-	4	9	510	113	389	8	-
練馬区	36	550	131	411	-	8	5	515	132	375	8	-	
足立区	77	683	180	499	-	4	9	636	159	452	25	-	
葛飾区	24	458	128	330	-	-	-	424	118	305	1	-	
江戸川区	44	640	151	487	-	2	6	643	170	464	9	-	
市	八王子市	15	469	116	346	-	7	8	472	142	322	8	1
	町田市	11	321	82	236	-	3	7	308	82	225	1	-
都	西多摩	13	386	103	276	-	7	12	363	107	247	9	-
	南多摩	3	289	77	210	-	2	6	273	70	199	4	-
	多摩立川	43	609	144	463	-	2	11	575	153	417	5	-
	多摩府中	19	829	195	631	-	3	12	805	206	588	11	-
	多摩小平	13	550	138	405	-	7	9	526	144	371	11	1
	大島	-	38	29	8	-	1	1	48	42	6	-	6
	三宅	-	14	12	2	-	-	-	16	14	2	-	-
	八丈	1	20	6	14	-	-	-	28	18	10	-	2
	小笠原	-	9	3	6	-	-	-	8	5	3	-	2
	市場	35	24	8	16	-	-	-	693	677	16	-	23

(令和2年3月末現在)

	製魚 品肉 製ね 造業	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射の 放射 業線	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	冰雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動 造 角 機氷	自 動 販 売 機		
30 年 度	全都	146	475	308	167	-	87	7	133	29	18	86	162
	都	32	142	105	37	-	31	4	30	16	14	-	24
	区	105	310	190	120	-	47	3	103	13	4	86	131
	市	9	23	13	10	-	9	-	-	-	-	-	7
元 年 度	全都	131	491	324	167	-	85	8	133	30	17	86	158
	都	29	143	106	37	-	28	5	29	16	13	-	24
	区	93	325	205	120	-	47	3	104	14	4	86	126
	市	9	23	13	10	-	10	-	-	-	-	-	8
区	千代田区	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3
	中央区	11	22	5	17	-	4	-	2	1	-	1	7
	港区	-	18	9	9	-	3	-	86	1	-	85	7
	新宿区	3	1	1	-	-	3	-	2	1	1	-	1
	文京区	1	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	台東区	-	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	11
	墨田区	5	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	3
	江東区	3	26	20	6	-	3	-	2	2	-	-	11
	品川区	5	6	5	1	-	4	-	-	-	-	-	10
	目黒区	2	4	4	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	大田区	3	107	34	73	-	3	-	5	5	-	-	11
	世田谷区	10	7	7	-	-	1	1	2	-	2	-	8
	渋谷区	5	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	中野区	1	4	4	-	-	2	1	-	-	-	-	1
	杉並区	3	2	1	1	-	2	-	1	-	1	-	1
	豊島区	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	北区	4	12	12	-	-	2	-	-	-	-	-	8
	荒川区	3	16	13	3	-	-	-	1	1	-	-	4
	板橋区	3	21	20	1	-	1	-	-	-	-	-	6
練馬区	3	18	17	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
足立区	4	5	3	2	-	1	-	1	1	-	-	6	
葛飾区	10	10	9	1	-	6	1	-	-	-	-	7	
江戸川区	7	20	16	4	-	5	-	1	1	-	-	3	
市	八王子市	8	22	13	9	-	7	-	-	-	-	-	5
	町田市	1	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	3
都	西多摩	1	21	18	3	-	4	-	-	-	-	-	4
	南多摩	1	6	5	1	-	3	-	-	-	-	-	1
	多摩立川	3	30	25	5	-	4	3	-	-	-	-	2
	多摩府中	3	22	14	8	-	4	2	-	-	-	-	7
	多摩小平	2	13	9	4	-	4	-	-	-	-	-	3
	大島	12	12	7	5	-	2	-	13	4	9	-	2
	三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	2
	八丈	1	6	3	3	-	4	-	5	1	4	-	1
	小笠原	2	3	2	1	-	2	-	2	2	-	-	-
	市場	4	29	23	6	-	-	-	8	8	-	-	2

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その4）

		食用油脂製造業			製シマ ョーガ ーリン 造ト ニ ン 業グ は	み そ 製 造 業	し ょ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業
		小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂								
30 年 度	全都	55	25	30	3	42	8	77	91	494	9	644
	都	18	4	14	-	20	5	22	35	119	4	154
	区	32	19	13	3	20	2	51	53	344	4	448
	市	5	2	3	-	2	1	4	3	31	1	42
元 年 度	全都	55	24	31	3	44	9	87	96	459	10	632
	都	17	3	14	-	21	5	23	34	115	5	152
	区	32	19	13	3	20	3	59	59	316	4	440
	市	6	2	4	-	3	1	5	3	28	1	40
区	千代田区	2	-	2	-	2	-	1	3	6	1	15
	中央区	-	-	-	-	1	-	1	2	10	-	27
	港区	-	-	-	-	-	-	6	4	10	-	11
	新宿区	3	2	1	1	-	-	2	3	11	-	14
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	1	8	-	14
	台東区	-	-	-	-	2	-	1	4	14	-	20
	墨田区	13	12	1	-	-	-	5	3	8	1	21
	江東区	1	-	1	-	1	-	3	7	19	-	22
	品川区	-	-	-	-	1	-	1	4	11	-	28
	目黒区	-	-	-	-	-	-	-	1	9	-	7
	大田区	1	-	1	-	-	-	6	1	15	-	32
	世田谷区	1	-	1	-	2	1	7	5	23	1	23
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	4	4	4	-	19
	中野区	1	-	1	-	2	-	-	2	14	-	7
	杉並区	-	-	-	-	1	1	3	6	15	-	16
	豊島区	-	-	-	-	-	1	2	2	16	-	20
	北区	1	-	1	-	-	-	2	2	21	1	18
	荒川区	3	3	-	-	-	-	2	-	10	-	13
	板橋区	2	1	1	-	1	-	1	3	12	-	25
	練馬区	1	-	1	-	3	-	2	1	19	-	20
足立区	-	-	-	-	-	-	5	1	25	-	30	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	3	-	22	-	19	
江戸川区	1	-	1	1	1	-	2	-	14	-	19	
市	八王子市	5	2	3	-	-	1	4	3	13	1	31
	町田市	1	-	1	-	3	-	1	-	15	-	9
都	西多摩	6	2	4	-	11	1	5	10	18	1	26
	南多摩	1	-	1	-	2	-	2	1	11	-	10
	多摩立川	3	1	2	-	2	-	1	1	23	-	47
	多摩府中	1	-	1	-	2	-	11	8	28	2	34
	多摩小平	-	-	-	-	1	-	3	2	32	1	30
	大島	6	-	6	-	-	1	-	5	2	1	2
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	-	-	-	-	3	3	1	5	1	-	2
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(令和2年3月末現在)

		製そ う 造 ざ 業い	食 び か ん 詰 又 業 詰 は	添 加 物 製 造 業	縮(2) 営 業 例 に 規 定 業 取 す	行商						
						販 弁 当 売 等 人 業 力	小 計	菓 子	そ 豆 腐 及 加 工 品 び	ゆ で め ん 類	ク ア リ ー ム 類 ス	そ 魚 の 介 加 類 工 及 品 び
30 年 度	全 都	2,032	56	131	41,555	432	151	105	21	-	10	15
	都	367	17	25	8,376	59	21	17	1	-	2	1
	区	1,584	35	99	30,965	366	115	77	18	-	7	13
	市	81	4	7	2,214	7	15	11	2	-	1	1
元 年 度	全 都	2,089	60	131	41,984	488	115	79	20	-	5	11
	都	368	17	26	8,401	61	20	16	1	-	2	1
	区	1,639	37	98	31,397	420	88	60	16	-	3	9
	市	82	6	7	2,186	7	7	3	3	-	-	1
区	千代田区	90	-	6	1,951	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	220	3	9	1,796	71	2	2	-	-	-	-
	港区	208	3	4	2,430	131	5	4	-	-	-	1
	新宿区	130	1	-	1,741	-	5	3	2	-	-	-
	文京区	44	-	2	836	5	3	1	1	-	1	-
	台東区	64	2	6	1,019	12	-	-	-	-	-	-
	墨田区	45	-	10	908	2	6	5	1	-	-	-
	江東区	76	4	7	1,678	24	1	-	1	-	-	-
	品川区	53	-	2	1,268	42	-	-	-	-	-	-
	目黒区	53	1	4	732	2	2	1	1	-	-	-
	大田区	69	3	7	2,024	7	-	-	-	-	-	-
	世田谷区	50	3	3	2,179	5	9	6	3	-	-	-
	渋谷区	73	2	3	1,373	63	3	3	-	-	-	-
	中野区	26	1	2	742	14	2	2	-	-	-	-
	杉並区	49	1	1	1,241	9	3	1	1	-	-	1
	豊島区	41	-	2	1,157	21	32	28	-	-	-	4
	北区	32	1	6	834	2	-	-	-	-	-	-
	荒川区	35	1	-	531	1	-	-	-	-	-	-
	板橋区	43	3	7	1,376	2	5	-	4	-	1	-
	練馬区	36	1	2	1,379	-	3	3	-	-	-	-
足立区	87	2	5	1,635	3	4	1	1	-	-	2	
葛飾区	41	2	3	1,079	2	3	-	1	-	1	1	
江戸川区	74	3	7	1,488	2	-	-	-	-	-	-	
市	八王子市	47	5	7	1,348	7	2	1	-	-	-	1
	町田市	35	1	-	838	-	5	2	3	-	-	-
都	西多摩	63	4	16	1,207	5	4	3	-	-	-	1
	南多摩	34	1	-	876	5	2	2	-	-	-	-
	多摩立川	79	3	2	1,542	35	5	5	-	-	-	-
	多摩府中	76	3	3	2,405	11	4	3	1	-	-	-
	多摩小平	36	4	2	1,537	1	4	3	-	-	1	-
	大島	35	-	3	165	3	1	-	-	-	1	-
	三宅	6	1	-	40	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	26	-	-	107	-	-	-	-	-	-	-
	小笠原	2	1	-	33	1	-	-	-	-	-	-
	市場	11	-	-	489	-	-	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

行商(弁当等人力販売業を除く。)については、令和元年12月末現在の施設数

行商の小計については、行商(届出)の合算値(行商(許可)を含まない。)

行商(許可):弁当等人力販売業

行商(届出):菓子、豆腐及びその加工品、ゆでめん類、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓製造業	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味造料業等	魚介類加工業	食料品等販売業						液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	（一包一時販売）装	自動販売機	自動車		
30年度	全都	460	117	202	205	614	376	29,788	19,251	6,883	932	2,257	465	10	143
	都	143	54	74	45	130	115	5,704	3,549	1,687	105	273	90	3	81
	区	284	59	110	146	444	255	22,574	14,796	4,757	804	1,863	354	7	56
	市	33	4	18	14	40	6	1,510	906	439	23	121	21	-	6
元年度	全都	452	118	207	247	661	369	29,714	19,007	6,958	965	2,342	442	11	145
	都	144	55	78	41	137	113	5,649	3,469	1,681	109	296	94	3	82
	区	276	59	114	194	482	250	22,585	14,658	4,842	831	1,929	325	8	57
	市	32	4	15	12	42	6	1,480	880	435	25	117	23	-	6
区	千代田区	2	-	2	1	13	3	1,801	1,130	266	137	261	7	1	7
	中央区	10	3	3	7	22	88	1,417	970	206	96	125	20	-	2
	港区	11	1	2	6	38	9	1,969	1,166	314	159	314	16	-	2
	新宿区	13	1	-	7	20	4	1,474	979	207	83	177	28	2	3
	文京区	4	1	2	3	15	8	603	390	143	12	54	4	-	-
	台東区	13	3	3	7	26	6	777	222	501	6	32	16	1	5
	墨田区	11	2	8	10	21	10	656	471	143	18	20	4	-	-
	江東区	15	4	3	9	25	26	1,186	767	176	53	160	30	-	3
	品川区	10	5	2	15	21	5	905	592	152	45	97	19	-	3
	目黒区	2	-	6	3	19	1	521	327	135	18	31	10	1	-
	大田区	15	5	4	14	17	7	1,515	1,020	244	41	192	18	-	-
	世田谷区	23	3	4	11	60	3	1,360	1,036	224	10	75	15	1	6
	渋谷区	3	1	4	2	29	2	1,106	770	114	64	149	9	-	1
	中野区	4	1	3	18	8	2	475	325	114	9	23	4	-	1
	杉並区	2	4	4	6	5	3	768	584	126	14	36	8	-	1
	豊島区	11	2	3	16	21	10	834	582	179	7	63	3	-	3
	北区	4	2	9	8	25	7	550	408	112	10	13	7	-	1
	荒川区	19	1	2	6	7	1	320	200	105	1	12	2	-	-
	板橋区	12	3	9	4	14	4	833	524	275	8	20	6	-	3
練馬区	27	2	6	5	9	7	820	574	208	9	9	20	-	9	
足立区	34	2	16	10	28	12	1,085	614	385	8	34	44	2	3	
葛飾区	17	10	10	12	19	7	680	337	294	14	14	21	-	2	
江戸川区	14	3	9	14	20	25	930	670	219	9	18	14	-	2	
市	八王子市	24	4	12	8	32	3	908	507	277	17	93	14	-	3
	町田市	8	-	3	4	10	3	572	373	158	8	24	9	-	3
都	西多摩	52	11	25	18	21	9	763	499	194	2	38	30	1	33
	南多摩	15	5	3	5	13	2	589	350	165	20	49	5	-	6
	多摩立川	24	7	10	3	15	7	1,110	682	304	39	71	14	1	5
	多摩府中	23	13	13	9	52	9	1,630	1,050	442	27	96	15	1	9
	多摩小平	17	10	9	5	15	11	950	551	321	18	32	28	-	2
	大島	4	3	3	-	8	18	90	60	24	3	1	2	-	13
	三宅	-	-	3	-	2	5	20	16	4	-	-	-	-	4
	八丈	5	2	12	-	8	8	48	34	14	-	-	-	-	5
	小笠原	3	4	-	1	3	4	12	7	5	-	-	-	-	-
市場	1	-	-	-	-	40	437	220	208	-	9	-	-	5	

(令和2年3月末現在)

		集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
		小計	幼学 稚校 園・	診病 療院 所・	事工 業場 所・	そ の 他	取ふ 扱 所ぐ	施製ふ 品ぐ 取加 設扱工
30 年度	全都	9,057	1,807	395	278	6,577	3,601	7,081
	都	1,947	312	99	48	1,488	352	1,018
	区	6,549	1,369	258	222	4,700	3,178	5,852
	市	561	126	38	8	389	71	211
元 年度	全都	9,457	1,795	400	274	6,988	3,202	7,184
	都	2,018	306	97	47	1,568	345	1,052
	区	6,864	1,364	267	218	5,015	2,795	5,912
	市	575	125	36	9	405	62	220
区	千代田区	121	13	10	28	70	182	466
	中央区	171	21	4	28	118	431	806
	港区	256	36	17	51	152	489	712
	新宿区	212	54	9	9	140	314	489
	文京区	192	42	8	1	141	80	155
	台東区	166	27	3	7	129	186	277
	墨田区	182	40	8	2	132	63	183
	江東区	382	80	9	13	280	89	266
	品川区	260	56	8	16	180	74	176
	目黒区	175	34	6	4	131	52	128
	大田区	440	92	13	7	328	77	197
	世田谷区	694	96	20	3	575	107	247
	渋谷区	159	29	8	9	113	155	328
	中野区	214	40	4	1	169	45	83
	杉並区	436	72	4	5	355	54	163
	豊島区	204	34	7	7	156	69	260
	北区	226	55	10	2	159	33	96
	荒川区	174	37	9	3	125	39	77
	板橋区	487	86	33	5	363	44	130
	練馬区	491	105	16	3	367	42	138
足立区	436	114	31	10	281	62	184	
葛飾区	317	84	12	-	221	45	186	
江戸川区	469	117	18	4	330	63	165	
市	八王子市	345	88	24	3	230	44	132
	町田市	230	37	12	6	175	18	88
都	西多摩	265	30	21	3	211	25	104
	南多摩	231	35	13	6	177	19	62
	多摩立川	320	42	12	17	249	51	210
	多摩府中	631	92	24	10	505	80	259
	多摩小平	513	95	25	3	390	36	119
	大島	22	7	-	-	15	2	7
	三宅	6	4	-	1	1	-	2
	八丈	19	1	1	1	16	1	2
	小笠原	5	-	1	-	4	-	1
	市場	6	-	-	6	-	131	286

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その6）

		に行(4) （規細食 定則品 す第衛 計る十生 ）營六法 業条施	許可を要しない食品製造業				
			小 計	・製 精 粉 ・ 麦 精 業 米	製つ 造け 業物	その他の 食品製造業	
						一 般 食 品	乳 肉 食 品
30 年 度	全都	151,702	5,677	3,042	1,185	1,354	96
	都	41,295	1,125	446	438	233	8
	区	98,909	4,297	2,437	707	1,065	88
	市	11,498	255	159	40	56	0
元 年 度	全都	150,988	5,638	3,000	1,161	1,381	96
	都	41,304	1,131	446	440	237	8
	区	98,225	4,251	2,395	681	1,087	88
	市	11,459	256	159	40	57	-
区	千代田区	1,908	51	15	3	32	1
	中央区	3,712	101	45	4	34	18
	港区	4,203	80	48	6	26	-
	新宿区	5,649	119	93	1	25	-
	文京区	2,144	134	92	14	28	-
	台東区	3,795	136	95	18	23	-
	墨田区	5,054	119	93	5	10	11
	江東区	4,121	107	64	9	29	5
	品川区	6,149	179	89	26	63	1
	目黒区	1,990	307	116	125	55	11
	大田区	7,376	465	287	25	121	32
	世田谷区	8,966	169	56	34	79	-
	渋谷区	3,062	288	69	2	216	1
	中野区	3,338	163	151	9	2	1
	杉並区	4,861	310	149	111	49	1
	豊島区	3,352	159	100	12	44	3
	北区	4,350	388	206	154	28	-
	荒川区	3,042	160	94	44	22	-
	板橋区	3,620	47	7	16	24	-
	練馬区	3,820	112	58	33	21	-
足立区	4,672	247	195	4	48	-	
葛飾区	4,483	97	56	9	32	-	
江戸川区	4,558	313	217	17	76	3	
市	八王子市	5,585	175	111	30	34	-
	町田市	5,874	81	48	10	23	-
都	西多摩	4,704	319	54	181	82	2
	南多摩	2,734	70	62	3	5	-
	多摩立川	9,427	63	22	3	34	4
	多摩府中	13,192	385	190	134	59	2
	多摩小平	9,122	256	103	109	44	-
	大島	791	18	11	3	4	-
	三宅	235	3	1	-	2	-
	八丈	402	17	3	7	7	-
	小笠原	99	-	-	-	-	-
	市場	598	-	-	-	-	-

(令和2年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販魚介類加工業	乳製品販売業	ムアイスクリーム販売業	販野菜果物	含菓子(パン)販売業	主食販売業	販酒類・調味料	販その他食品
30年度	全都	129,420	13,552	17,010	20,493	12,351	27,629	6,647	14,087	17,651
	都	34,485	4,069	4,966	5,681	3,225	5,953	1,478	4,284	4,829
	区	85,342	8,146	10,737	13,338	7,791	19,792	4,895	8,828	11,815
	市	9,593	1,337	1,307	1,474	1,335	1,884	274	975	1,007
元年度	全都	128,796	13,488	16,937	20,380	12,303	27,498	6,610	14,000	17,580
	都	34,488	4,068	4,966	5,681	3,225	5,953	1,478	4,284	4,833
	区	84,747	8,087	10,668	13,229	7,747	19,665	4,862	8,745	11,744
	市	9,561	1,333	1,303	1,470	1,331	1,880	270	971	1,003
区	千代田区	1,780	145	435	191	124	648	64	103	70
	中央区	3,101	171	221	294	299	708	65	307	1,036
	港区	3,603	425	424	431	446	473	427	480	497
	新宿区	5,323	291	611	602	382	1,309	215	701	1,212
	文京区	1,885	168	139	312	220	501	122	199	224
	台東区	3,351	263	301	636	238	1,108	136	292	377
	墨田区	4,833	533	572	1,269	317	1,122	193	489	338
	江東区	3,636	400	326	559	306	875	225	244	701
	品川区	4,604	611	774	702	299	637	281	625	675
	目黒区	1,553	104	165	132	320	386	126	155	165
	大田区	5,840	744	705	631	569	984	591	780	836
	世田谷区	8,145	563	887	1,012	706	1,911	383	1,074	1,609
	渋谷区	2,696	290	606	343	100	1,101	121	129	6
	中野区	2,973	298	318	348	389	703	168	244	505
	杉並区	4,102	388	653	712	465	751	189	255	689
	豊島区	2,862	314	475	302	403	765	148	233	222
	北区	3,483	396	470	557	302	643	222	381	512
	荒川区	2,459	233	284	390	237	493	156	287	379
	板橋区	3,194	161	232	702	249	840	235	315	460
練馬区	3,539	460	539	596	273	809	118	213	531	
足立区	3,872	214	346	885	330	1,249	243	392	213	
葛飾区	3,963	433	751	842	339	660	246	442	250	
江戸川区	3,950	482	434	781	434	989	188	405	237	
市	八王子市	4,517	670	697	844	582	1,013	161	378	172
	町田市	5,044	663	606	626	749	867	109	593	831
都	西多摩	3,934	241	583	631	278	1,003	165	294	739
	南多摩	2,385	212	288	406	205	452	122	337	363
	多摩立川	7,569	909	1,122	1,003	661	1,317	260	1,153	1,144
	多摩府中	11,175	1,389	1,576	2,180	815	1,809	352	1,435	1,619
	多摩小平	7,537	1,178	1,248	1,290	568	1,145	488	873	747
	大島	728	86	105	105	95	107	34	93	103
	三宅	184	22	22	22	22	26	22	22	26
	八丈	337	18	15	36	65	63	30	66	44
	小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15
	市場	556	-	-	-	508	15	-	-	33

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その7)

		食器具容器包装おもちゃ				添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
		小計	包装器具製造容器	包装器具販売容器	製おもちゃ				販おもちゃ
30年度	全都	8,415	144	5,307	194	2,770	19	8,007	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	158
	区	5,087	140	3,198	179	1,570	14	4,168	1
	市	918	-	500	9	409	-	727	5
元年度	全都	8,390	145	5,293	196	2,756	19	7,981	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	158
	区	5,066	141	3,188	181	1,556	14	4,146	1
	市	914	-	496	9	409	-	723	5
区	千代田区	50	-	26	1	23	1	26	-
	中央区	368	35	288	-	45	8	134	-
	港区	104	-	67	1	36	-	416	-
	新宿区	192	-	123	3	66	-	15	-
	文京区	106	2	67	3	34	-	19	-
	台東区	224	16	118	44	46	-	84	-
	墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-
	江東区	163	1	89	1	72	-	215	-
	品川区	658	16	590	-	52	1	707	-
	目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-
	大田区	908	3	552	6	347	-	163	-
	世田谷区	450	-	288	-	162	-	202	-
	渋谷区	73	-	49	-	24	3	2	-
	中野区	103	7	36	-	60	-	99	-
	杉並区	143	8	95	-	40	-	306	-
	豊島区	79	-	52	-	27	-	252	-
	北区	152	8	101	-	43	-	327	-
	荒川区	251	2	166	15	68	-	172	-
	板橋区	243	6	179	27	31	-	136	-
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	220	9	52	9	150	-	203	-	
江戸川区	187	3	54	30	100	1	107	-	
市	八王子市	426	-	207	-	219	-	467	-
	町田市	488	-	289	9	190	-	256	5
都	西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89
	南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2
	多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41
	多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5
	多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17
	大島	29	2	18	-	9	2	13	1
	三宅	26	-	16	-	10	-	22	-
	八丈	36	-	20	1	15	2	7	3
	小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	

(令和2年3月末現在)

	に行(5) (規細食 再定則品 す第衛 掲る十生 営七法施 業条施	生食用食肉取扱施設				
		飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	給 食 施 設	
30 年 度	全都	234	229	2	3	-
	都	4	4	-	-	-
	区	229	224	2	3	-
	市	1	1	-	-	-
元 年 度	全都	272	269	2	1	-
	都	5	5	-	-	-
	区	266	263	2	1	-
	市	1	1	-	-	-
区	千代田区	15	15	-	-	-
	中央区	56	56	-	-	-
	港区	62	61	-	1	-
	新宿区	25	25	-	-	-
	文京区	5	5	-	-	-
	台東区	13	13	-	-	-
	墨田区	-	-	-	-	-
	江東区	3	3	-	-	-
	品川区	8	8	-	-	-
	目黒区	8	8	-	-	-
	大田区	3	3	-	-	-
	世田谷区	8	8	-	-	-
	渋谷区	36	36	-	-	-
	中野区	4	4	-	-	-
	杉並区	1	1	-	-	-
	豊島区	8	7	1	-	-
	北区	1	1	-	-	-
	荒川区	1	1	-	-	-
	板橋区	1	1	-	-	-
	練馬区	7	6	1	-	-
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	1	1	-	-	-	
江戸川区	-	-	-	-	-	
市	八王子市	1	1	-	-	-
	町田市	-	-	-	-	-
都	西多摩	-	-	-	-	-
	南多摩	1	1	-	-	-
	多摩立川	1	1	-	-	-
	多摩府中	2	2	-	-	-
	多摩小平	1	1	-	-	-
	大島	-	-	-	-	-
	三宅	-	-	-	-	-
	八丈	-	-	-	-	-
	小笠原	-	-	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（総計） （規定する営業に法 第五十二條衛生法）	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム類製造業	乳処理業	さく別牛乳 特別処理業	乳製品製造業
30年度	全都	676,161	411,823	142,451	11,224	18,854	117	2,675	67	-	402
	都	413,824	245,884	34,821	4,888	5,420	27	752	55	-	287
	区	254,368	161,398	104,988	6,086	13,039	88	1,854	12	-	112
	市	7,969	4,541	2,642	250	395	2	69	-	-	3
元年度	全都	599,587	338,601	143,333	8,777	19,156	155	2,576	64	-	275
	都	345,179	176,563	36,939	3,790	5,407	57	650	54	-	196
	区	245,577	156,844	103,449	4,762	13,196	95	1,851	5	-	71
	市	8,831	5,194	2,945	225	553	3	75	5	-	8
区	千代田区	7,822	5,749	4,435	338	267	-	49	-	-	1
	中央区	8,116	5,395	3,499	291	381	-	103	-	-	3
	港区	18,108	13,459	10,454	459	866	1	81	-	-	3
	新宿区	14,773	12,522	8,146	357	892	5	150	-	-	2
	文京区	7,979	5,717	3,753	169	566	1	180	-	-	4
	台東区	16,179	12,546	9,666	317	924	-	143	-	-	-
	墨田区	5,753	3,934	2,602	83	395	-	43	-	-	3
	江東区	9,168	6,295	4,011	268	521	4	105	-	-	3
	品川区	5,427	2,799	1,990	145	164	-	6	-	-	-
	目黒区	8,035	4,668	3,907	100	207	-	11	-	-	4
	大田区	14,382	8,864	5,398	219	991	6	131	-	-	17
	世田谷区	15,767	8,437	4,703	278	931	-	65	-	-	5
	渋谷区	5,912	4,400	3,093	263	346	-	131	-	-	5
	中野区	6,421	3,289	1,809	114	298	-	21	-	-	-
	杉並区	13,220	6,275	3,676	208	674	-	61	-	-	-
	豊島区	19,033	12,455	9,371	329	980	2	236	-	-	1
	北区	11,015	7,141	4,833	125	532	6	51	-	-	2
	荒川区	4,775	2,393	1,202	44	280	3	11	-	-	-
板橋区	11,897	6,231	3,764	165	690	31	54	-	-	4	
練馬区	12,370	5,792	2,914	100	663	4	56	-	-	-	
足立区	8,116	4,116	2,379	113	340	11	14	-	-	-	
葛飾区	14,888	9,599	4,799	159	979	20	62	5	-	10	
江戸川区	6,421	4,768	3,045	118	309	1	87	-	-	4	
市	八王子市	2,975	2,312	1,298	108	216	3	32	-	-	5
	町田市	5,856	2,882	1,647	117	337	-	43	5	-	3
都	西多摩	6,107	3,773	2,223	112	416	2	57	-	-	15
	南多摩	12,949	4,537	2,355	217	563	2	67	-	-	2
	多摩立川	20,355	12,814	7,577	415	1,524	20	188	9	-	41
	多摩府中	22,902	11,232	6,919	420	1,208	13	200	-	-	12
	多摩小平	14,688	4,505	2,650	124	497	1	39	-	-	-
	大島	3,287	2,409	1,340	28	238	5	30	13	-	14
	三宅	1,677	650	306	7	59	-	-	-	-	-
	八丈	1,021	675	324	8	74	-	18	11	-	11
	小笠原	487	305	208	1	25	-	9	-	-	-
	市場	164,222	100,611	7,982	664	68	-	26	-	-	30
	センター	89,259	27,016	4,889	1,518	735	14	16	21	-	71
芝浦食肉	8,225	8,036	166	276	-	-	-	-	-	-	

(令和2年3月末現在)

		集 乳 業	乳 類 販 売 業	食 肉 処 理 業	食 肉 販 売 業	食 肉 製 品 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	魚 介 類 せ り 売 業	製 魚 肉 ね り 製 品 業	冷 食 品 の 蔵 冷 凍 又 は 業	照 食 品 の 放 射 線 業
30 年 度	全 都	-	19,736	7,781	20,818	370	174,659	3,756	462	1,801	-
	都	-	8,116	7,100	10,896	130	164,012	3,756	322	1,506	-
	区	-	11,169	663	9,644	230	10,380	-	128	278	-
	市	-	451	18	278	10	267	-	12	17	-
元 年 度	全 都	-	17,143	8,274	19,638	384	106,348	4,734	247	1,267	-
	都	-	6,806	7,601	9,722	160	96,190	4,733	131	976	-
	区	-	9,885	665	9,534	211	9,795	1	106	275	-
	市	-	452	8	382	13	363	-	10	16	-
区	千代田区	-	272	5	146	3	142	-	1	1	-
	中央区	-	182	10	208	8	622	1	-	4	-
	港区	-	483	6	443	-	426	-	-	5	-
	新宿区	-	924	36	905	4	896	-	-	1	-
	文京区	-	253	15	334	10	315	-	7	7	-
	台東区	-	577	32	369	9	348	-	-	-	-
	墨田区	-	234	18	203	3	237	-	7	6	-
	江東区	-	349	59	384	8	386	-	9	18	-
	品川区	-	168	17	108	8	128	-	4	2	-
	目黒区	-	130	3	106	6	140	-	3	2	-
	大田区	-	674	58	509	22	524	-	4	78	-
	世田谷区	-	789	6	764	8	774	-	6	2	-
	渋谷区	-	207	10	145	8	132	-	3	1	-
	中野区	-	350	7	297	9	336	-	-	4	-
	杉並区	-	572	8	483	10	479	-	6	2	-
	豊島区	-	396	29	509	22	489	-	2	2	-
	北区	-	427	44	457	5	474	-	-	16	-
荒川区	-	237	17	276	6	201	-	2	21	-	
板橋区	-	412	24	419	32	440	-	7	17	-	
練馬区	-	623	60	573	15	587	-	7	33	-	
足立区	-	330	100	378	7	320	-	4	4	-	
葛飾区	-	1,001	54	1,179	-	1,056	-	22	25	-	
江戸川区	-	295	47	339	8	343	-	12	24	-	
市	八王子市	-	191	4	173	6	176	-	10	16	-
	町田市	-	261	4	209	7	187	-	-	-	-
都	西多摩	-	263	16	227	14	214	-	1	20	-
	南多摩	-	462	12	351	12	365	-	-	10	-
	多摩立川	-	867	91	807	34	690	-	18	52	-
	多摩府中	-	809	24	630	17	661	-	6	25	-
	多摩小平	-	411	12	321	12	297	-	11	6	-
	大島	-	209	-	149	6	168	3	32	14	-
	三宅	-	80	-	72	-	86	-	-	-	-
	八丈	-	53	1	41	-	47	-	3	4	-
	小笠原	-	18	-	18	-	20	-	1	-	-
	市場	-	638	-	771	-	84,906	4,515	48	578	-
	センター	-	2,901	100	6,187	65	8,730	215	11	267	-
芝浦食肉	-	95	7,345	148	-	6	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ガ 造トリ ニン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	
30 年度	全都	165	33	578	700	61	8	40	15	120	89	
	都	106	24	435	670	38	4	28	14	52	56	
	区	55	9	143	30	20	4	10	-	65	33	
	市	4	-	-	-	3	-	2	1	3	-	
元 年度	全都	177	27	223	646	76	9	40	14	99	89	
	都	109	23	215	612	50	4	29	12	50	57	
	区	57	4	8	33	23	5	10	1	46	32	
	市	11	-	-	1	3	-	1	1	3	-	
区	千代田区	1	-	-	1	-	-	2	-	-	1	
	中央区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	港区	1	-	-	1	-	-	-	-	1	2	
	新宿区	7	-	-	-	2	1	-	-	2	-	
	文京区	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	
	台東区	-	-	-	9	-	-	2	-	-	4	
	墨田区	3	-	1	1	3	-	-	-	2	1	
	江東区	5	-	-	-	2	-	-	-	1	4	
	品川区	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	目黒区	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大田区	2	-	4	7	3	-	-	-	9	1	
	世田谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	
	中野区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	杉並区	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3
	豊島区	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	
	北区	1	-	-	3	3	-	-	-	3	4	
	荒川区	-	-	3	-	1	-	-	-	3	-	
板橋区	-	-	-	1	3	-	-	-	8	1		
練馬区	10	-	-	-	-	-	3	-	-	2		
足立区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
葛飾区	13	4	-	5	4	2	2	-	6	-		
江戸川区	8	-	-	-	2	2	-	-	3	-		
市	八王子市	11	-	-	-	3	-	-	1	2	-	
	町田市	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	
都	西多摩	2	-	-	2	5	-	17	1	1	7	
	南多摩	6	-	-	-	1	-	2	-	-	1	
	多摩立川	23	9	-	5	19	-	5	-	-	7	
	多摩府中	11	2	-	6	3	-	-	-	22	4	
	多摩小平	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	
	大島	2	-	30	2	5	-	-	4	-	6	
	三宅	2	-	-	10	-	-	-	-	-	3	
	八丈	3	-	7	2	-	-	4	3	2	12	
	小笠原	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	市場	-	-	170	21	-	-	-	-	-	-	
センター	55	12	8	564	17	4	1	4	22	13		
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工
30年度	全都	163	175	517	1,875	47,860	14	207	10,140	8,366	12,883
	都	93	77	222	1,617	30,940	7	196	3,354	5,093	9,098
	区	66	92	273	253	16,331	7	11	6,712	3,200	3,691
	市	4	6	22	5	589	-	-	74	73	94
元年度	全都	171	239	651	1,593	52,216	20	236	9,521	7,220	10,520
	都	110	99	320	1,401	35,563	16	227	2,900	4,395	7,146
	区	53	139	304	191	16,042	4	9	6,533	2,754	3,272
	市	8	1	27	1	611	-	-	88	71	102
区	千代田区	1	-	5	-	561	1	1	113	275	398
	中央区	1	4	7	38	822	-	-	14	215	90
	港区	2	2	25	2	1,430	-	-	324	62	200
	新宿区	-	4	15	10	1,148	-	-	254	394	122
	文京区	-	3	12	9	551	-	-	369	120	167
	台東区	3	7	20	7	923	1	7	213	165	62
	墨田区	2	7	13	6	340	-	-	184	94	92
	江東区	3	3	11	24	748	-	-	377	190	422
	品川区	-	4	14	-	252	-	-	153	83	127
	目黒区	5	-	8	1	220	1	-	130	98	131
	大田区	6	12	19	5	894	-	-	475	155	250
	世田谷区	1	5	27	1	957	-	-	56	129	73
	渋谷区	-	-	10	-	318	-	-	112	118	103
	中野区	1	20	4	1	385	-	-	165	40	86
	杉並区	1	4	-	-	635	-	-	443	72	61
	豊島区	2	10	11	18	1,505	-	-	149	87	140
	北区	3	9	17	8	557	-	-	488	79	97
	荒川区	3	4	7	-	262	-	-	231	27	37
	板橋区	7	6	18	3	721	-	-	738	73	294
練馬区	1	2	9	13	600	-	-	507	93	126	
足立区	2	6	11	5	464	1	-	368	67	29	
葛飾区	5	11	27	10	1,303	-	1	392	52	107	
江戸川区	4	16	14	30	446	-	-	278	66	58	
市	八王子市	7	1	20	1	301	-	-	30	57	37
	町田市	1	-	7	-	310	-	-	58	14	65
都	西多摩	18	15	20	14	463	-	4	232	33	71
	南多摩	1	2	10	-	593	-	2	367	56	137
	多摩立川	21	25	41	24	1,308	10	9	808	177	415
	多摩府中	10	9	85	12	1,212	6	4	621	200	398
	多摩小平	3	5	6	2	485	-	-	686	71	129
	大島	12	-	11	35	267	-	19	54	5	19
	三宅	4	-	1	10	95	-	-	9	-	11
	八丈	23	-	8	7	79	-	1	43	2	10
	小笠原	-	2	5	2	25	-	-	13	-	3
	市場	-	-	-	911	18,932	-	188	67	3,851	3,454
	センター	18	41	133	384	11,999	-	-	-	-	2,499
芝浦食肉	-	-	-	-	105	-	-	-	-	-	

(令和2年3月末現在)

		（定細食 則品衛 す第生 る十六 数營法 業に 業規 行）	食許 品可 製を 造要 業し ない	食許 品可 販を 売要 業し ない	製装食 造器具 販お・ 売も 業ち 業や 包	添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業	（規細食 定則品衛 再す第生 掲る十七 業營法 業に 業規 行）
30 年度	全都	179,948	4,321	159,025	10,320	5	6,277	-	241
	都	116,839	718	103,933	7,273	4	4,911	-	10
	区	60,564	3,594	52,810	2,817	1	1,342	-	230
	市	2,545	9	2,282	230	-	24	-	1
元 年 度	全都	176,516	4,033	157,541	9,957	6	4,977	2	253
	都	115,890	577	105,099	6,740	5	3,467	2	5
	区	57,907	3,451	49,923	3,042	1	1,490	-	248
	市	2,719	5	2,519	175	-	20	-	-
区	千代田区	713	432	281	-	-	-	-	7
	中央区	1,223	41	1,182	-	-	-	-	25
	港区	1,873	18	1,853	2	-	-	-	60
	新宿区	291	2	278	7	-	4	-	26
	文京区	1,008	22	956	30	-	-	-	12
	台東区	2,189	67	1,974	109	-	39	-	19
	墨田区	1,058	152	900	6	-	-	-	-
	江東区	1,072	181	745	68	-	78	-	4
	品川区	1,970	2	1,546	211	-	211	-	14
	目黒区	2,772	4	2,740	16	-	12	-	10
	大田区	3,674	303	3,296	69	-	6	-	5
	世田谷区	6,044	102	5,383	325	-	234	-	2
	渋谷区	822	588	233	-	1	-	-	33
	中野区	2,429	-	2,428	1	-	-	-	-
	杉並区	5,715	333	4,252	779	-	351	-	-
	豊島区	4,618	318	4,233	9	-	58	-	8
	北区	2,608	335	1,931	143	-	199	-	1
	荒川区	1,789	2	1,417	292	-	78	-	-
	板橋区	3,783	44	3,418	227	-	94	-	-
練馬区	5,163	218	4,583	309	-	53	-	17	
足立区	3,019	246	2,637	112	-	24	-	-	
葛飾区	3,360	34	2,952	325	-	49	-	5	
江戸川区	714	7	705	2	-	-	-	-	
市	八王子市	202	2	160	20	-	20	-	-
	町田市	2,517	3	2,359	155	-	-	-	-
都	西多摩	1,394	18	1,238	73	-	65	-	-
	南多摩	7,215	117	6,557	324	-	217	-	4
	多摩立川	4,593	47	3,915	194	-	437	-	-
	多摩府中	9,075	230	8,612	232	-	1	-	-
	多摩小平	8,781	59	8,316	234	-	172	-	1
	大島	445	15	408	15	4	2	1	-
	三宅	896	-	896	-	-	-	-	-
	八丈	165	10	154	-	-	-	1	-
	小笠原	121	-	100	21	-	-	-	-
	市場	36,157	-	35,065	1,092	-	-	-	-
	センター	46,964	81	39,754	4,555	1	2,573	-	-
芝浦食肉	84	-	84	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。令和元年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		2,701	2,045	656	1,158	885	273	1,543	1,160	383
	魚介類加工品		1,565	1,454	111	679	630	49	886	824	62
冷凍食品	無加熱摂取		510	258	252	146	100	46	364	158	206
	凍結前加熱済・加熱後摂取		229	194	35	83	72	11	146	122	24
	凍結前未加熱・加熱後摂取		1,375	708	667	749	533	216	626	175	451
	生食用冷凍鮮魚介類		82	-	82	39	-	39	43	-	43
肉・卵類及びその加工品			13,597	7,898	5,699	4,301	2,851	1,450	9,296	5,047	4,249
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		1,048	1,048	-	65	65	-	983	983	-
	乳製品		1,497	1,002	495	418	164	254	1,079	838	241
	乳類加工品		145	144	1	67	66	1	78	78	-
	アイスクリーム類・氷菓		355	322	33	334	301	33	21	21	-
農産物等	穀類及びその加工品		2,680	1,849	831	593	460	133	2,087	1,389	698
	野菜類・果物及びその加工品		14,332	5,623	8,709	2,126	1,607	519	12,206	4,016	8,190
菓 子 類			5,683	5,051	632	2,580	2,473	107	3,103	2,578	525
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		1,824	1,607	217	284	246	38	1,540	1,361	179
	酒精飲料		388	144	244	33	28	5	355	116	239
	氷雪		6	6	-	6	6	-	-	-	-
	水		408	408	-	403	403	-	5	5	-
その他の食品	缶詰・びん詰		2,989	849	2,140	732	156	576	2,257	693	1,564
	調味料		1,905	1,670	235	716	659	57	1,189	1,011	178
	そうざい類及びその半製品		6,945	6,856	89	5,349	5,321	28	1,596	1,535	61
	上記以外の食品		3,425	3,098	327	1,887	1,800	87	1,538	1,298	240
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		6	6	-	3	3	-	3	3	-
	その他添加物		4	4	-	-	-	-	4	4	-
器具等	器具及び容器包装		124	108	16	-	-	-	124	108	16
	おもちゃ		44	-	44	-	-	-	44	-	44
合 計			63,867	42,352	21,515	22,751	18,829	3,922	41,116	23,523	17,593

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が取去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施に当たっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 検査の精度管理の実施結果(令和元年度)

(1) 内部点検

- ア 実施期間 令和元年6月から令和2年2月まで
- イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課
- ウ 点検実施施設数 34ヵ所
- エ 実施結果
検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設はなかった。

(2) 内部精度管理

- ア 実施期間 平成31年4月から令和2年3月まで
- イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設
- ウ 実施結果
微生物学的検査及び理化学的検査について、19施

設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

- ア 実施期間 令和元年6月から令和2年2月まで
- イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター
- ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ33施設を対象に技能評価を受けたところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

3 その他

令和元年6月に健康安全研究センターにおいて、関係職員に対するGLP講習会を開催した。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者は、食品衛生法に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬学・ 獣医学 ・ 歯医学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
令和元年度計		2	34	5	5	32	16	42	35	99	270
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	1	-	-	-	-	3	-	-	4
食肉製品		2	5	5	1	26	9	11	20	56	135
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	-	1	3	-	-	7
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	1	1	1	-	4
添 加 物		-	24	-	4	6	4	24	14	43	119

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

令和元年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約254万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

令和元年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 495検体 (2) 輸入食品の放射能検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 250軒 収去検体数 1,408検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物 (2物質) サイクラミン酸、ズルチン ○ 農薬 (3物質) アクリナトリン、ジニコナゾール、ダイアジノン ○ 動物用医薬品 (1物質) デコキネート
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした輸入食品関係事業者衛生講習会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、令和元年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

平成31年4月から令和2年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について495検体103品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが177検体(35.8%)と最も多く、以下、北米100検体(20.2%)、中南米76検体

(15.4%)、大洋州67検体(13.5%)、欧州51検体(10.3%)、アフリカ12検体(2.4%)、中東12検体(2.4%)であった。

生産国の上位5か国は、アメリカ(89検体)、中国(76検体)、フィリピン(45検体)、ニュージーランド(41検体)、メキシコ(38検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、160種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

178検体(55品目)から45種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、基準を超える農薬を検出した検体はなかった。

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）	
野菜	生鮮	167	27	アスパラガス(17)、エシャロット(2)、オクラ(14)、カボチャ(19)、ゴボウ(1)、サトイモ(1)、シイタケ(1)、ショウガ(13)、スナップエンドウ(2)、セルリアック(2)、タマネギ(1)、チコリ(7)、トマト(1)、トレビス(10)、ニンジン(7)、ニンニクの芽(4)、ネギ(2)、パプリカ(30)、ブロッコリー(7)、ベビーコーン(11)、マツタケ(3)、ミニキャロット(1)、ミニトマト(1)、リーキ(6)、黒ラディッシュ(1)、紅芯大根(1)、未成熟インゲン(2)
	冷凍	35	19	アスパラガス(3)、オクラ(2)、カボチャ(3)、カリフラワー(2)、グリーンピース(1)、サヤエンドウ(1)、ズッキーニ(2)、タマネギ(2)、タモギタケ(1)、トウモロコシ(2)、ネギ(1)、ピーマン(1)、ブロッコリー(4)、ホウレンソウ(2)、レンコン(2)、菜の花(1)、芽キャベツ(3)、未成熟インゲン(1)、未成熟ソラマメ(1)
	計	202	46	
果実	生鮮	173	20	イチゴ(1)、オレンジ(20)、オロブランコ(1)、キウイフルーツ(17)、クランベリー(1)、グレープフルーツ(20)、ドラゴンフルーツ(2)、チェリー(2)、ネーブルオレンジ(6)、パイナップル(24)、バナナ(15)、パパイヤ(6)、ブドウ(18)、ブルーベリー(4)、マンゴー(13)、メロゴールド(1)、メロン(7)、ライム(3)、リンゴ(3)、レモン(9)
	冷凍	35	12	アセロラ(2)、イチゴ(5)、キウイフルーツ(1)、チェリー(2)、パイナップル(2)、ブドウ(2)、ブルーベリー(7)、プルーン(1)、マンゴー(5)、ライチ(2)、ラズベリー(3)、レモン(3)
	乾燥	10	6	アプリコット(1)、いちじく(2)、デーツ(1)、ブドウ(4)、プルーン(1)、マンゴー(1)
	計	218	38	
穀類及びその加工品	20	9	アワ(1)、キビ(1)、キヌア(4)、ポップコーン(1)、ホワイトソルガム(1)、穀類加工品(2)、米(3)、大麦(2)、麦芽(5)	
豆類及びその加工品	30	8	インゲン豆(1)、エンドウ豆(1)、ササゲ豆(2)、ヒヨコ豆(4)、レンズ豆(5)、大豆(乾燥)(2)、豆類の加工品(11)、緑豆(4)	
その他	25	2	果実加工品(14)、野菜加工品(11)	
合計	495	103		

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
カーバメート系農薬 (13種類)	殺虫剤 (11種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロポキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種類)	クロルプロファミ
含窒素系農薬 (57種類)	殺菌剤 (29種類)	アズキシストロビン、イマザリル、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チアベンダゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ビテルタノール、ピラクロストロビン、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (16種類)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリプチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	殺虫剤 (10種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン
	植物成長調整剤 (1種類)	バクロブトラゾール
	共力剤 (1種類)	ピペロニルブトキシド
ピレスロイド系農薬 (11種類)	殺虫剤 (11種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンプロックス、ビフェントリン、フェンバレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
有機リン系農薬 (31種類)	殺虫剤 (26種類)	EPN、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンピンホス、ジメトエート、ダイアジノン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンスルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン
	除草剤 (3種類)	アニコホス、ピペロホス、ブタミホス
	殺菌剤 (2種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
有機塩素系農薬 (2種類)	殺菌剤 (1種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (1種類)	クロロベンジレート
その他の農薬 (45種類)	除草剤 (15種類)	クミルロン、クロメプロップ、シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、ダイムロン、テルブトリン、ピコリナフェン、ピラフルフェンエチル、ブタフェナシル、フルリドン、プロバジン、ベンフレセート、モノリニュロン
	殺菌剤 (14種類)	イプロバリカルブ、エポキシコナゾール、オルトフェニルフェノール、カルプロパミド、ジクロシメット、シフルフェナミド、シプロジニル、シメコナゾール、トリシクラゾール、ピロキロン、フェノキサニル、フェンアミドン、フラメトピル、フルキンコナゾール
	殺虫剤 (13種類)	インドキサカルブ、エチプロール、エトキサゾール、エトフェンプロックス、クロラントラニリプロール、クロルフルアズロン、ジクロフェンチオン、シラフルオフエン、テブフェノジド、ノバルロン、フィプロニル、フルフェノクスロン、ルフェヌロン
	薬害軽減剤 (2種類)	クロキントセットメキシル、メフェンピルジエチル
	植物成長調整剤 (1種類)	ウニコナゾールP
その他 (1種類)	その他 (1種類)	臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
カーバ メート系	カルバリル	オレンジ	1	0.02	7	オレンジ
	チオジカルブ及びメソミル	ブルーベリー	1	0.24	1	ブルーベリー
含 窒 素 系	アセタミプリド	アセロラ	2	0.02~0.03	5	その他の果実
		オクラ	1	0.02	1	オクラ
		ブドウ	2	0.02~0.05	5	ぶどう
		ブルーベリー	2	0.05~0.07	2	ブルーベリー
		チェリー	2	0.01~0.04	5	おうとう
	アゾキシストロビン	イチゴ	1	0.11	10	いちご
		オクラ	2	0.02~0.05	3	オクラ
		バナナ	1	0.04	3	バナナ
		パパイヤ	2	0.67~0.90	2	パパイヤ
		パプリカ	5	0.01~0.19	3	ピーマン
		ブドウ	1	0.09	10	ぶどう
		ブルーベリー	5	0.02~0.20	5	ブルーベリー
		マンゴー	2	0.04~0.31	1	マンゴー
		ラズベリー	2	0.01~0.03	5	ラズベリー
		レモン	1	0.67	10	レモン
		未成熟インゲン	1	0.02	3	未成熟いんげん
	イマザリル	オレンジ	3	1.1~3.2	5.0	オレンジ
		グレープフルーツ	4	1.0~3.7	5.0	グレープフルーツ
		メロゴールド	1	3.1	5.0	その他のかんきつ類果実
		レモン	2	0.52~2.8	5.0	レモン
	イミダクロプリド	オクラ	5	0.02~0.25	0.7	オクラ
		オレンジ	3	0.01~0.05	0.7	オレンジ
		カボチャ	4	0.01~0.03	1	かぼちゃ
		スナップエンドウ	1	0.01	4	未成熟えんどう
		トレビス	4	0.01~0.04	5	その他のきく科野菜
		ネーブルオレンジ	1	0.09	0.7	オレンジ
		パプリカ	2	0.02~0.03	3	ピーマン
		ブドウ	2	0.03~0.04	3	ぶどう
		ブルーベリー	2	0.02~0.03	4	ブルーベリー
		ハウレンソウ	1	0.09	15	ほうれんそう
		メロン	4	0.01~0.08	0.2	メロン類果実
		ライム	1	0.01	0.7	ライム
		レモン	1	0.01	0.7	レモン
		レンコン	1	0.01	5	その他の野菜
	クレソキシムメチル	パプリカ	2	0.03~0.04	2	ピーマン
	クロチアニジン	オレンジ	6	0.01~0.03	2	オレンジ
		ねぎ	2	0.01~0.14	1	ねぎ
		パプリカ	1	0.02	3	ピーマン
		ブドウ	1	1.1	5	ぶどう
		ハウレンソウ	1	0.02	40	ほうれんそう
ジノテフラン	パプリカ	4	0.04~0.35	3	ピーマン	
ジフェノコナゾール	メロン	1	0.01	1	メロン類果実	
	スナップエンドウ	1	0.05	0.7	未成熟えんどう	
	ブドウ	2	0.02	4	ぶどう	
	ブロッコリー	1	0.01	2	ブロッコリー	
チアクロプリド	芽キャベツ	1	0.01	2	芽キャベツ	
	パプリカ	1	0.10	5	ピーマン	
チアメトキサム	カボチャ	2	0.01~0.02	0.5	かぼちゃ	
	ショウガ	1	0.01	—	しょうが	
	ねぎ	2	0.17~0.18	2	ねぎ	
	パプリカ	1	0.04	1	ピーマン	
	ブロッコリー	2	0.01~0.05	5	ブロッコリー	
	緑豆	1	0.02	0.05	小豆類	
	オレンジ	3	0.76~3.5	10	オレンジ	
チアベンダゾール	グレープフルーツ	3	0.33~1.1	10	グレープフルーツ	
	メロゴールド	1	4.8	10	その他のかんきつ類果実	
	レモン	2	0.13~0.29	10	レモン	
	パプリカ	3	0.02~0.04	0.3	ピーマン	
テトラコナゾール	ブドウ	1	0.05	0.2	ぶどう	
	チェリー	3	0.04~0.37	5	おうとう	
テブコナゾール	ニンジン	1	0.03	0.6	にんじん	
	ブドウ	3	0.01~0.05	10	ぶどう	

*令和2年3月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類	
含窒素系	テブコナゾール	スナップエンドウ	1	0.03	0.5	未成熟えんどう	
		リーキ	1	0.02	0.7	ねぎ	
	トリアジメノール	パイナップル	1	0.13	3	パイナップル	
	トリアジメホン	パイナップル	1	0.18	3	パイナップル	
	ピペロニルブトキシド	米	1	0.03	24	米	
	ピラクロストロビン	オレンジ	1	0.05	2	オレンジ	
		グレープフルーツ	4	0.02~0.04	2	グレープフルーツ	
		ネーブルオレンジ	1	0.01	2	オレンジ	
		パプリカ	3	0.02~0.03	1	ピーマン	
		ブドウ	3	0.01~0.04	2	ぶどう	
		ブルーベリー	3	0.01~0.07	4	ブルーベリー	
	ピリプロキシフェン	グレープフルーツ	3	0.03~0.04	0.5	グレープフルーツ	
		パプリカ	1	0.01	3	ピーマン	
	ピリメタニル	グレープフルーツ	1	0.59	10	グレープフルーツ	
		チェリー	1	0.17	10	おうとう	
		ブドウ	5	0.01~0.54	10	ぶどう	
		ブルーベリー	2	0.14~0.21	5	ブルーベリー	
	フェンブコナゾール	スナップエンドウ	1	0.01	—	未成熟えんどう	
	ブプロフェジン	パパイヤ	1	0.02	0.9	パパイヤ	
	フルジオキシニル	オレンジ	1	2.6	10	オレンジ	
		チェリー	1	0.46	5	おうとう	
		パパイヤ	1	0.04	5	パパイヤ	
		ブドウ	3	0.04~0.16	5	ぶどう	
		レモン	2	0.98~1.4	10	レモン	
	プロピコナゾール	イチゴ	1	0.04	1	いちご	
		オレンジ	1	0.22	8	オレンジ	
		スナップエンドウ	1	0.05	0.05	未成熟えんどう	
	ボスカリド	カボチャ	2	0.01~0.39	3	かぼちゃ	
		セルリアック	1	0.03	5	その他のせり科野菜	
		タマネギ	1	0.02	5	たまねぎ	
		パプリカ	5	0.04~0.15	10	ピーマン	
		ブドウ	8	0.02~0.26	10	ぶどう	
		ブルーベリー	8	0.03~0.30	10	ブルーベリー	
		ミニキャロット	1	0.01	2	にんじん	
		ラズベリー	2	0.03~0.08	10	ラズベリー	
		芽キャベツ	2	0.01	5	芽キャベツ	
		チェリー	2	0.01~0.08	2	おうとう	
	ミクロブタニル	ニンジン	1	0.04	1	にんじん	
		パプリカ	1	0.03	1	ピーマン	
		ブドウ	4	0.02~0.12	1	ぶどう	
		イチゴ	1	0.01	7	いちご	
	メタラキシル及び メフェノキサム	カボチャ	5	0.01~0.03	0.2	かぼちゃ	
		ブドウ	1	0.05	1	ぶどう	
		アセフェート	アスパラガス	1	0.02	0.5	アスパラガス
	ピレスロイ	シベルメトリン	マンゴー	1	0.02	0.03	マンゴー
		ビフェントリン	バナナ	1	0.04	0.1	バナナ
		フェンバレレート	アスパラガス	1	0.01	0.50	アスパラガス
フェンプロパトリン		オレンジ	1	0.12	5	オレンジ	
ペルメトリン		メロン	1	0.01	0.1	メロン類果実	
アセフェート		緑豆	1	0.01	1	小豆類	
有機リン系	エチオン	マンゴー	1	0.02	0.3	マンゴー	
	クロルピリホス	オレンジ	2	0.01~0.06	1	オレンジ	
		グレープフルーツ	2	0.01~0.16	1	グレープフルーツ	
		バナナ	6	0.01~0.03	3	バナナ	
		ブドウ	2	0.10~0.95	1.0	ぶどう	
		ブドウ	1	0.01	—	干しぶどう	
		レモン	2	0.03~0.07	1	レモン	
		緑豆	2	0.01~0.04	0.1	小豆類	
	ジメトエート	オクラ	2	0.07~0.35	1	オクラ	
	ピリミホスメチル	ポップコーン	1	0.05	1.0	とうもろこし	
		米	1	0.03	0.20	米	
		大麦	1	0.02	1.0	大麦	
	マラチオン	グレープフルーツ	1	0.02	7	グレープフルーツ	
		ブルーベリー	3	0.02~0.05	10	ブルーベリー	
メタミドホス	緑豆	1	0.01	2	小豆類		

*令和2年3月時点

表2-4-4 検出農薬別検査（その3）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
その他の 農薬	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	1	1.2	10	グレープフルーツ
	シプロジニル	ブドウ	1	0.38	5	ぶどう
	ノバルロン	イチゴ	1	0.01	2	いちご
その他	臭素	アセロラ	1	1	60	その他の果実
		イチジク	1	4	250	いちじく(乾燥させたもの)
		キウイフルーツ	2	1~10	30	キウイー
		キノア	2	1~2	50	その他の穀類
		キビ	1	5	50	その他の穀類
		グレープフルーツ	3	1	30	グレープフルーツ
		チェリー	1	5	20	おうとう
		デーツ	1	2	100	なつめやし(乾燥させたもの)
		バナナ	1	1	20	バナナ
		ポップコーン	1	6	80	とうもろこし
		メロン	1	1	230	メロン類果実
		リンゴ	1	2	20	りんご
		レモン	1	1	30	レモン
		穀類加工品	2	2~3	—	—
		大麦	2	3	50	大麦
		豆類の加工品	3	1~2	—	—
麦芽	5	1~3	50	大麦		

*令和2年3月時点

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その1)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アズキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.25	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.35	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.07	市場衛生検査所
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ボスカリド	0.39	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	ジフェノコナゾール	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	フェンブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	プロビコナゾール	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セルリアック	ベルギー	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	ニンジン	中国	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	ミクロブタニル	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.17	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.18	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	アズキシストロビン	0.19	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	アズキシストロビン	0.12	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	アズキシストロビン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.30	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.18	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.35	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアクロプリド	0.10	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.04	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	イマザリル	3.0	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.2	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	クロルピリホス	0.16	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.33	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.41	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	チアベンダゾール	1.1	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	ピリプロキシフェン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.59	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	テブコナゾール	0.37	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	フルジオキシソニル	0.46	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	マイクロブタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	マイクロブタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	臭素	5	健康安全研究センター
果実 生鮮	ネーブルオレンジ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ネーブルオレンジ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメホン	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	メキシコ	ビフェントリン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.67	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.90	市場衛生検査所
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	フルジオキシソニル	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アゾキシストロビン	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	メキシコ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロチアニジン	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.95	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	シプロジニル	0.38	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.27	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.54	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	フルジオキシソニル	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	フルジオキシソニル	0.16	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	フルジオキシソニル	0.11	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.24	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.26	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	メキシコ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	メタラキシル及びメフェノキサム	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アセタミプリド	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.20	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.21	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	アゾキシストロビン	0.31	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	アゾキシストロビン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	マンゴー	タイ	エチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	シベルメトリン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	イマザリル	3.1	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	チアベンダゾール	4.8	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	ジノテフラン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	ペルメトリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロン	ホンジュラス	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	ライム	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.67	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	2.8	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.52	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.29	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.13	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	フルジオキシソニル	1.4	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	フルジオキシソニル	0.98	市場衛生検査所
果実 冷凍	アセロラ	ベトナム	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	アセロラ	ベトナム	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	アセロラ	ベトナム	臭素	1	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 冷凍	イチゴ	中国	メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	アセタミプリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.17	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	ピリメタニル	0.17	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ビラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ビラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.15	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.10	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	チオジカルブ及びメソミル	0.24	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ビラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ビラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.14	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.23	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.20	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.30	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ピリメタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	モロッコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	モロッコ	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	スペイン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	トルコ	臭素	4	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	トルコ	臭素	2	健康安全研究センター
果実 乾燥	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類の加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類の加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類の加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	中国	アセフェート	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	中国	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	タイ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	中国	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	中国	メタミドホス	0.01	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	キヌア	ボリビア	臭素	2	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	キヌア	ペルー	臭素	1	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	キビ	アメリカ	臭素	5	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	ポップコーン	アメリカ	ピリミホスメチル	0.05	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その6)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
穀物及びその加工品	ポップコーン	アメリカ	臭素	6	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	穀類加工品	ドイツ	臭素	3	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	穀類加工品	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	米	イタリア	ピペロニルブトキシド	0.03	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	米	イタリア	ピリミホスメチル	0.03	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	大麦	ニュージーランド	ピリミホスメチル	0.02	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	大麦	アメリカ	臭素	3	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	大麦	ニュージーランド	臭素	3	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	麦芽	ドイツ	臭素	2	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	麦芽	カナダ	臭素	1	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	麦芽	イギリス	臭素	3	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	麦芽	イギリス	臭素	3	健康安全研究センター
穀物及びその加工品	麦芽	ドイツ	臭素	2	健康安全研究センター

第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、令和元年度の結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*

パパイヤ、米加工品（米粉、ビーフン等）、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンスープ等）

(2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

- * 安全性未審査の遺伝子組換え食品であるパパイヤ（PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN）、米加工品（63Bt、NNBt、CpTI）、とうもろこし及びその加工品（CBH351（スターリンク）、Bt10）が含まれているかどうかを確認する検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

平成31年4月から令和2年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-6）

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計58検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表2-4-6 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 ^{※1}
とうもろこし		6	6		
パパイヤ		5	5		
米加工品	米粉	3	3		
	その他の米加工品	4	4		
とうもろこし加工品	スナック菓子	4	4		
	スイートコーン	24	24		
	コーンスープ	10	10		
	ポップコーン	2	2		
合計		58	58	0	0

※1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-7 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	654	0	0					
魚介類加工品	111	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	252	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	35	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	667	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	82	0	0					
肉・卵類及び その加工品	5700	1	0.02	合鴨ローススモーク (加熱食肉製品 加熱後包装)	中国	食品表示法 第5条	添加物表示なし	違反通報
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	495	0	0					
乳類加工品	1	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	33	0	0					
穀類及び その加工品	823	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	8720	0	0					
菓子類	621	1	0.16	菓子	インド	食品衛生法 第10条	指定外添加物	違反通報
清涼飲料水	222	0	0					
酒精飲料	245	0	0					
氷雪	0	0	—					
水	0	0	—					
缶詰・びん詰	2140	1	0.05	ふくろたけ・水煮	中国	食品表示法 第5条	添加物表示なし	答申書徴収 違反通報
調味料	237	1	0.42	魚醤	ベトナム	食品衛生法 第11条第2項	添加物の使用基準違反	答申書徴収
そうざい類及び その半製品	89	0	0					
上記以外の食品	327	0	0					
添加物及び その製剤	0	0	—					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	16	0	0					
おもちゃ	44	0	0					
合計	21514	4	0.02					

—: 検査なし

※食品衛生法の条番号は令和元年度の表記としている。

表 2-4-8 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
肉・卵類及びその加工品	合鴨ローススモーク (加熱食肉製品加熱 後包装)	食品表示法第5条	添加物表示なし	アスコルビン酸 0.46g/kg 検出	健康安全研究センター	中国
菓子類	菓子	食品衛生法第10条	指定外添加物	TBHQ (tert-ブチルヒドロキノン) 0.012 g/kg 検出	江戸川区	インド
缶詰・びん詰	ふくろたけ・水煮	食品表示法第5条	添加物表示なし	二酸化硫黄 0.019g/kg 検出	健康安全研究センター	中国
調味料	魚醤	食品衛生法第11条第2項	添加物の使用基準違反	ソルビン酸 0.34g/kg、 安息香酸 0.16g/kg 検出	墨田区	ベトナム
		食品表示法第5条	添加物表示なし	アスパルテーム 0.01g/kg 検出		

※食品衛生法の条番号は令和元年度の表記としている。

第5節 食品中の放射性物質対策

第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

令和元年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間
平成31年4月から令和2年3月まで
- 2 実施機関
健康安全研究センター、市場衛生検査所
- 3 検査機関
健康安全研究センター、市場衛生検査所
- 4 実施対象施設
デパート、スーパー等
- 5 検査対象食品
生鮮食品、加工食品

6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
・健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり

1200品目の食品について放射性物質検査を実施した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

表2-5-1 令和元年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	210	54	1	1			
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	210	14	1				
肉類・卵類及びその加工品	70	5					
水産物及びその加工品	200	16					
乳製品	110	5					
その他の加工品（複合食品等）	80	6					
牛乳類	125	0					
乳児用食品	35	0					
飲料水	60	0					
合計	1,100	100	2	1			

第2 都内と畜牛肉の放射性物質検査

中央卸売市場と協力し、平成23年12月7日から、都立芝浦と場々と畜した牛について検査を開始し、同年12月23日から、全頭検査を実施した。令和元年度は86,157頭について検査を実施した。その結果、基準値を超える放射性セシウムを検出したものはなかった。

<参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(令和元年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	54	0
水産物	54	0
原乳	3	0
合計	111	0

第6節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に1施設、多摩地域に5施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導担当及び管轄保健所が、島しょ地域においては島

しょ保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0) (令和元年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	49,410	17,826	-	3,657

第2 健康安全研究センターハサップ指導担当

健康安全研究センターハサップ指導担当では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

令和元年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-6-2のとおりであり、検査については、表2-6-3及び表2-6-4のとおりである。

表2-6-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況 (令和2年3月末現在)

品目	牛乳	脱脂乳	アイスクリーム	発酵乳	乳酸菌飲料	乳飲料
承認数	3	2	0	0	2	2

表2-6-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分) (令和元年度)

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	138	1,645	0	52	704	0	86	941	0
生乳	30	487	0	30	487	0			
製品	牛乳	16	128	0	16	128	0		
	成分調整牛乳								
	低脂肪牛乳	1	8	0	1	8	0		
	加工乳								
	クリーム								
	乳飲料	11	145	0				11	145
	アイスクリーム類								
	ナチュラルチーズ	7	128	0				7	128
	プロセスチーズ								
	バター								
	調製粉乳	5	105	0				5	105
	発酵乳	11	141	0				11	141
	乳酸菌飲料	2	22	0				2	22
	乳主原	6	114	0				6	114
	氷菓								
	清涼飲料水	5	81	0	5	81	0		
	菓子類	6	128	0				6	128
その他	5	86	0				5	86	
小計	75	1,086	0	22	217	0	53	869	
その他	容器包装								
	その他	33	72	0			33	72	0
小計	33	72	0				33	72	

表 2-6-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導担当実施分）

（令和元年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	80	317	28	106	0	39	176	0	13	35	
生乳	3	6							3	6	
製品	牛乳	45	172	16	58	0	19	85	0	10	29
	成分調整牛乳										
	低脂肪牛乳	2	9	1	4	0	1	5	0		
	加工乳										
	クリーム										
	乳飲料	15	67	8	32	0	7	35	0		
	発酵乳	8	32				8	32	0		
	乳酸菌飲料	1	4				1	4	0		
	乳主原										
	氷菓										
	清涼飲料水	6	27	3	12	0	3	15	0		
	菓子類										
	その他										
小計	77	311	28	106	0	39	176	0	10	29	
その他											

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

令和元年度の検査結果は、表 2-6-5 のとおりである。

表 2-6-5 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	令和元年度			基準値(ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT ^{※1}	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン ^{※2}	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン ^{※2}	30	0	0	0.004
	スルファジミジン ^{※2}	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

第7節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内二つのと畜場（うち、島しょ1施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。その他、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、八丈島に1と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

令和元年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、平成25年6月に省令が改正され、平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48か月齢を超える牛となった。その後、平成29年2月の省令改正により平成29年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査は廃止された。この改正に伴い同年4月1日以降、都では、24か月齢以上の牛のうち、生体検査においてと畜検査員が必要と判断した牛を対象としてBSEスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12か月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニン

グ検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わらず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、豊洲市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内の全ての業態について監視・指導を行っている。令和元年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年にふぐ取扱業等取締条例を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及びふぐ取扱所の認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「フグの衛生確保について」を受け、ふぐ加工品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、東京都ふぐの取扱い規制条例として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

令和元年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[令和元年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日	学科試験 7月27日
	実技試験 7月29日から8月2日まで
受験申込み者数	216名
合格者数	102名
合格率	48.3%
免許証交付数	139名 (条例制定以来、令和元年度末までの免許証交付数21,674件)

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び令和元年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 26 年度		321,116	98,997	-	1	222,100	-	18
平成 27 年度		303,059	93,275	-	3	209,778	-	3
平成 28 年度		289,112	88,309	-	-	200,798	-	5
平成 29 年度		276,798	88,462	-	-	188,333	-	3
平成 30 年度		281,468	86,908	-	1	194,556	-	3
令和元年度		279,110	86,157	-	-	192,948	-	5
令和元年度と畜場別内訳	芝 浦	279,105	86,157	-	-	192,948	-	-
	八丈町	5	-	-	-	-	-	5

表 2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（令和元年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,164	164,850	4,489	355	0	0	358
豊洲	1,318	120,151	2,297	216	0	0	219
大田	525	28,843	1,045	53	0	0	53
足立	321	15,856	1,147	86	0	0	86

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	58,530	26,500	32,030	278	5,670	25	847	120
豊洲	27,588	9,045	18,543	76	2,472	23	597	57
大田	17,921	11,197	6,724	66	1,670	1	168	19
足立	13,021	6,258	6,763	133	1,528	1	82	44

* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-7-4 検査対象品目別検査数

(令和元年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検 体 数			4,489	1,000	178	347	124	2,840
検 査 件 数			58,530	5,730	4,341	19,316	802	28,341
生物学的検査	細 菌 数		3,071	271	167	74	25	2,534
	大 腸 菌 群		2,917	199	167	74	25	2,452
	大 腸 菌		2,985	271	167	74	25	2,448
	黄色ブドウ球菌		4,567	227	167	74	25	4,074
	腸炎ビブリオ		2,945	271	113	69	4	2,488
	その他ビブリオ		5,874	542	226	138	8	4,960
	サルモネラ		4,778	227	167	74	243	4,067
	セレウス菌		2,880	227	167	74	25	2,387
	腸管出血性大腸菌		810	582	30	144	—	54
	ノロウイルス		140	128	—	—	—	12
	抗菌性物質		—	—	—	—	—	—
	寄生虫・寄生虫卵		—	—	—	—	—	—
	T.T.C.テスト		—	—	—	—	—	—
	そ の 他		1,063	100	—	—	—	963
	小 計			32,030	3,045	1,371	795	380
理化学的検査	保 存 料		3,447	1,080	1,008	744	152	463
	殺 菌 料		39	—	39	—	—	—
	漂 白 剤		288	2	131	99	4	52
	着 色 料		3,465	—	1,488	1,044	228	705

理化学的検査	甘味料	865	270	252	176	38	129	
	発色剤	14	—	13	—	—	1	
	リン酸	18	—	—	17	—	1	
	防カビ剤	100	—	—	83	—	17	
	残留農薬	16,915	199	—	16,224	—	492	
	P C B	144	144	—	—	—	—	
	重金属	水銀	494	482	—	—	—	12
		その他	—	—	—	—	—	—
	放射能	90	45	—	21	—	24	
	硝酸・亜硝酸	96	—	—	96	—	—	
	動物用医薬品	295	294	—	—	—	1	
	その他	230	169	39	17	—	5	
	小計	26,500	2,685	2,970	18,521	422	1,902	

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (令和元年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		4,489	1,000	178	347	124	2,840
	検査件数		58,530	5,730	4,341	19,316	802	28,341
	不良検体数		355	11	1	3	—	340
不利益処分件数	営業禁停止		—	—	—	—	—	—
	販売禁止		—	—	—	—	—	—
	廃棄		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	数量(kg)		—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄		—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
措置件数	注意・指導		355	11	1	3	—	340
	始末書		—	—	—	—	—	—
	返品		—	—	—	—	—	—
	違反通報等		3	3	—	—	—	—

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は270施設ある。そのうち、21施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約11.2万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。

また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

令和元年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（令和元年度）

処理羽数		112,345	
基準適合羽数		112,325	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	4	
	一部廃棄	16	
	小計	20	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	3
		一部廃棄	15
	体壁内側の基準	廃棄	1
内臓の基準	当該臓器廃棄	-	
	内臓全部廃棄	1	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（令和元年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	-	-	-	-	-
南多摩	-	-	-	-	-
多摩立川	4	4	18	-	3
多摩府中	10	14	37	6	18
多摩小平	5	8	14	-	-
島しょ	2	2	5	-	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	-	(2)	-
東京都計	21	28	74	6	21
《参考》特別区計	246		311	34	24
《参考》八王子市	3		8	-	-
《参考》町田市	-		-	-	-

注 () 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（令和元年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	73	56	15	56
検査項目数	426	1,120	120	168

第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。東京都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

東京都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

- (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-8-1)

イ 検査結果

総水銀について合計439検体を検査した結果、最大値3.91ppm、最小値定量下限値未満であった。

また、メチル水銀については、90検体について検査を行い、その結果は、最大値2.12ppm、最小値0.03ppmであった(表2-8-2)。令和元年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、オニカサゴ1検体(長崎県産)、キダイ1検体(山口県産)、クロムツ5検体(長崎県、鹿児島県産)、コイ1検体(長野県産)、コショウダイ1検体(千葉県産)、ハチジョウアカムツ1検体(東京都産)及びホキ1検体(ニュージーランド産)であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ムツ2検体(静岡県産)及びユメカサゴ20検体(長崎県産)であった。

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳(令和元年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	122	370
	貝	22	49
	小計	144	419
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		144	439

〔参考〕 都が行っている自主規制措置(令和2年3月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	S48.7.12	
スズキ	東京湾産	S48.7.12	S50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	S48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	S48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	S49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	S50.4.17	S50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	S50.4.17	S51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	S50.4.17	S51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	S50.4.17	S52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	S50.9.03	S54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(令和元年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	3	3	0.19	0.06	0.14	0	0	-	-	-	北海道、青森
2	アオダイ	2	2	0.08	0.05	0.07	0	0	-	-	-	東京、鹿児島
3	アオハタ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.18	0.18	0.18	鹿児島
4	アオメエソ	2	2	0.04	0.03	0.04	0	0	-	-	-	茨城、千葉
5	アオリイカ	3	3	0.24	0.08	0.13	0	0	-	-	-	千葉、福岡、フィリピン
6	アカアマダイ	6	6	0.39	0.15	0.23	1	1	0.20	0.20	0.20	福井、山口、長崎、宮崎、鹿児島
7	アカカマス	11	11	0.45	0.04	0.21	2	2	0.26	0.21	0.23	千葉、東京、三重、大分、長崎、宮崎、鹿児島
8	アカハタ	2	2	0.18	0.17	0.18	0	0	-	-	-	長崎
9	アカムツ	4	4	0.23	0.14	0.19	0	0	-	-	-	静岡、徳島、韓国
10	アカメバル	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	青森
11	アサバカレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	ロシア
12	アメリカオオアカイカ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	ペルー、チリ
13	イサキ	4	4	0.30	0.04	0.13	0	0	-	-	-	愛媛、大分、長崎
14	イシガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	千葉
15	イシダイ	2	2	0.21	0.11	0.16	0	0	-	-	-	新潟、長崎
16	イセエビ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	千葉
17	イトヨリダイ	2	2	0.18	0.14	0.16	0	0	-	-	-	大分、長崎
18	イボダイ	2	2	0.04	0.03	0.04	0	0	-	-	-	神奈川、愛媛
19	イワシクジラ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	太平洋
20	ウシエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	インドネシア
21	ウスメバル	2	2	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	青森
22	ウメイロ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	鹿児島
23	オニカサゴ	1	1	1.04	1.04	1.04	1	1	0.43	0.43	0.43	長崎
24	カサゴ	2	2	0.23	0.10	0.17	0	0	-	-	-	青森、長崎
25	カツオ	7	7	0.28	0.14	0.21	0	0	-	-	-	宮城、岩手、千葉、宮崎
26	カミナリイカ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	タイ
27	カラスガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	ロシア
28	カワハギ	2	2	0.09	0.03	0.06	0	0	-	-	-	大分、鹿児島
29	カンパチ	3	3	0.25	0.11	0.18	0	0	-	-	-	愛媛、鹿児島
30	キアンコウ	5	5	0.16	0.08	0.12	0	0	-	-	-	北海道、青森
31	キジハタ	2	2	0.25	0.08	0.17	0	0	-	-	-	石川、長崎
32	キダイ	1	1	0.54	0.54	0.54	1	1	0.30	0.30	0.30	山口
33	キタノメヌケ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	-	-	-	アメリカ
34	キチジ	2	2	0.34	0.07	0.21	1	1	0.24	0.24	0.24	北海道
35	キハダ	1	1	0.90	0.90	0.90	1	1	0.54	0.54	0.54	アメリカ
36	ギンダラ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	カナダ
37	キンメダイ	7	7	1.23	0.37	0.77	7	7	0.87	0.22	0.55	千葉、東京、神奈川、静岡、長崎
38	クエ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	-	-	-	長崎
39	クルマエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	沖縄
40	クロウシノシタ	2	2	0.10	0.06	0.08	0	0	-	-	-	三重、兵庫
41	クロガレイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	北海道
42	クロソイ	3	3	0.38	0.13	0.29	2	2	0.25	0.22	0.24	北海道、青森
43	クロダイ	4	4	0.16	0.07	0.11	0	0	-	-	-	千葉、大阪
44	クロマグロ	2	2	1.32	0.42	0.87	2	2	0.92	0.35	0.64	長崎、アメリカ
45	クロムツ	25	25	1.24	0.18	0.39	7	7	0.81	0.19	0.29	千葉、長崎、鹿児島
46	ケンサキイカ	2	2	0.04	0.02	0.03	0	0	-	-	-	島根
47	コウイカ	3	3	0.07	0.02	0.04	0	0	-	-	-	千葉、神奈川、兵庫
48	コガネガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	アメリカ
49	コショウダイ	1	1	0.49	0.49	0.49	1	1	0.31	0.31	0.31	千葉
50	コノシロ	3	3	0.03	0.01	0.02	0	0	-	-	-	千葉、神奈川、石川

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(令和元年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
51	ゴマサバ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	高知
52	サヨリ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	-	-	-	神奈川県、韓国
53	サワラ	8	8	0.07	0.01	0.03	0	0	-	-	-	岩手、千葉、石川、福岡、中国、韓国
54	サンマ	2	2	0.07	0.05	0.06	0	0	-	-	-	北海道
55	シマアジ	8	8	0.37	0.14	0.27	4	4	0.30	0.19	0.26	三重、愛媛、大分、鹿児島
56	シロアシエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	インド
57	シロギス	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	千葉県
58	シログチ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	千葉県
59	シロヒラス	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	-	-	-	チリ
60	スズキ	24	24	0.28	0.04	0.10	9	9	0.07	0.03	0.05	宮城、福島、千葉、東京、石川、香川、愛媛
61	スルメイカ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	-	-	-	石川
62	ソデイカ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	フィリピン
63	タイセイヨウサバ	2	2	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	ノルウェー
64	タチウオ	8	8	0.14	0.03	0.07	0	0	-	-	-	宮城、千葉、神奈川県、宮崎
65	チダイ	3	3	0.10	0.05	0.08	0	0	-	-	-	富山、鹿児島
66	トビウオ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	-	-	-	千葉
67	ナイルアカメ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	-	-	-	タンザニア
68	ナガスクジラ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	-	-	-	アイスランド
69	ニシン	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	北海道
70	ハチジョウアカムツ	1	1	0.47	0.47	0.47	1	1	0.37	0.37	0.37	東京
71	バナナエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	インドネシア
72	ババガレイ	2	2	0.07	0.06	0.07	0	0	-	-	-	北海道
73	ハマダイ	2	2	0.12	0.09	0.11	0	0	-	-	-	東京、鹿児島
74	ハモ	10	10	0.39	0.08	0.19	2	2	0.27	0.19	0.23	愛知、香川、徳島、兵庫、山口、大分、長崎、熊本
75	ヒラスズキ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	三重
76	ヒラマサ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	-	-	-	愛媛
77	ヒラメ	6	6	0.10	0.05	0.07	0	0	-	-	-	青森、岩手、愛媛、大分、長崎、韓国
78	ブリ	6	6	0.21	0.09	0.12	0	0	-	-	-	青森、鳥取、高知、愛媛、鹿児島
79	ホウボウ	4	4	0.24	0.05	0.14	0	0	-	-	-	福島、千葉、福井
80	ホキ	1	1	0.47	0.47	0.47	1	1	0.32	0.32	0.32	ニュージーランド
81	ホッケ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	-	-	-	北海道
82	ボラ	2	2	0.10	0.10	0.10	0	0	-	-	-	神奈川県、兵庫
83	マアジ	4	4	0.05	0.03	0.04	0	0	-	-	-	長崎、鹿児島
84	マアナゴ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	茨城
85	マイワシ	5	5	0.02	0.01	0.02	0	0	-	-	-	北海道、岩手、千葉、大阪
86	マガレイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	宮城
87	マコガレイ	4	3	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	千葉
88	マゴチ	4	4	0.58	0.06	0.24	1	1	0.20	0.20	0.20	茨城、千葉、愛媛
89	マサバ	8	8	0.20	0.08	0.15	0	0	-	-	-	宮城、岩手、千葉、愛媛、福岡、大分
90	マジランアイナメ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	スペイン
91	マダイ	10	10	0.35	0.09	0.21	1	1	0.28	0.28	0.28	大阪、香川、愛媛、大分、宮崎
92	マダコ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	神奈川県
93	マダラ	3	3	0.16	0.06	0.10	0	0	-	-	-	青森、岩手、アメリカ
94	マトウダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	青森
95	マハタ	3	3	0.25	0.14	0.21	0	0	-	-	-	三重、愛媛
96	マボヤ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	宮城
97	ミナミマグロ	5	5	3.91	0.38	1.33	5	5	2.12	0.26	0.86	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ
98	ミンククジラ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	南氷洋
99	ムツ	10	10	0.48	0.22	0.29	10	10	0.34	0.18	0.24	静岡
100	メイトガレイ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	千葉
101	メカジキ	3	3	2.75	1.24	1.81	3	3	1.95	0.80	1.30	宮城、中国、太平洋
102	メジナ	2	2	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	千葉、大分
103	メダイ	2	2	0.32	0.10	0.21	1	1	0.21	0.21	0.21	東京、大分
104	メバチ	2	2	1.57	1.35	1.46	2	2	1.06	0.84	0.95	千葉、アメリカ
105	メルルーサ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	-	-	-	ニュージーランド
106	ヤナギムシガレイ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	宮城
107	ヤリイカ	3	2	0.03	ND	0.02	0	0	-	-	-	茨城、タイ、ベトナム
108	ユメカサゴ	22	22	0.95	0.32	0.62	22	22	0.71	0.22	0.46	長崎
小計		351	349				89	89				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(令和元年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	5	4	0.04	ND	0.02	0	0	-	-	-	中国
2	アサリ	2	2	0.05	0.01	0.03	0	0	-	-	-	熊本、中国
3	イタヤガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	中国
4	イワガキ	4	4	0.03	0.01	0.02	0	0	-	-	-	茨城、三重、徳島、大分
5	ウバガイ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道
6	エゾアワビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	韓国
7	エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	岩手県
8	エゾボラ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	北海道
9	エッチュウバイ	2	2	0.16	0.09	0.13	0	0	-	-	-	福井、山口
10	サザエ	3	3	0.04	0.02	0.03	0	0	-	-	-	千葉、山口
11	サラガイ	3	3	0.02	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道
12	タイラギ	3	1	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	愛知
13	ツバイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	山形
14	ナミガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
15	バカガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道
16	ハマグリ	4	4	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	茨城、千葉
17	ホタテガイ	3	3	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道、青森、宮城
18	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	千葉
19	マガキ	5	5	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道、岩手
20	ミルクイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	愛知
21	ムラサキイガイ	3	1	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	宮城、広島
22	ヤマトシジミ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	島根
小計		49	41				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.20	0.09	0.15	0	0	-	-	-	愛知、和歌山
2	イワナ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	-	-	-	宮城
3	ギンザケ	2	2	0.14	0.01	0.08	0	0	-	-	-	宮城、チリ
4	コイ	2	2	0.52	0.11	0.32	1	1	0.31	0.31	0.31	群馬、長野
5	サクラマス	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	岩手
6	サケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	北海道
7	シラウオ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	中国
8	タイセイヨウサケ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	ノルウェー
9	ドジョウ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	中国
10	ナマズ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	-	-	-	和歌山
11	ニジマス	2	2	0.13	0.05	0.09	0	0	-	-	-	宮城、デンマーク
12	ニホンウナギ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	-	-	-	愛知
13	ヤマメ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	宮城
14	ワカサギ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	中国
小計		19	18				1	1				
魚介類加工品		20	19	0.12	ND	0.08	0	0	-	-	-	
総計		439	427				90	90				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。東京都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えた検体は、クロマグロ1検体（アメリカ産）であった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果

(令和元年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	80	29	1.27	ND	0.07	
	内海内湾魚介類	223	100	0.30	ND	0.04	
	小計	—	303	129			
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	0.5	牛肉	4	0	ND	ND	—
		豚肉	4	0	ND	ND	—
		鶏肉	4	0	ND	ND	—
		牛肝臓	4	0	ND	ND	—
		豚肝臓	4	0	ND	ND	—
		鶏肝臓等	4	0	ND	ND	—
	小計	—	24	0			
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	2	0.02	ND	0.02	
その他	魚介類加工品等	—	60	6	0.05	ND	0.03
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
総計	—	463	137				

注1:NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2:平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(令和元年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アオメエソ	2	1	0.01	ND	0.01	茨城、千葉
2		アサバカレイ	1	0	ND	ND	-	ロシア
3		アメリカオオアカイカ	2	0	ND	ND	-	ペルー、チリ
4		イワシクジラ	1	0	ND	ND	-	太平洋
5		カツオ	6	0	ND	ND	-	宮城、千葉、宮崎
6		カミナリイカ	1	0	ND	ND	-	タイ
7		カラスガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	ロシア
8		キアンコウ	3	0	ND	ND	-	北海道、青森
9		キタノメヌケ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
10		キチジ	2	1	0.02	ND	0.02	北海道
11		キハダ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
12		ギンザケ	2	1	0.04	ND	0.04	宮城、チリ
13	0.5	ギンダラ	1	1	0.03	0.03	0.03	カナダ
14	ppm	クロウシノシタ	2	0	ND	ND	-	三重、兵庫
15		クロマグロ	2	2	1.27	0.05	0.66	長崎、アメリカ
16		コガネガレイ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
17		ゴマサバ	1	1	0.03	0.03	0.03	高知
18	遠洋	サケ	1	0	ND	ND	-	北海道
19	沖合	サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
20	産	スルメイカ	2	0	ND	ND	-	石川
21	魚	ソデイカ	1	0	ND	ND	-	フィリピン
22	介類	タイセイヨウサケ	2	2	0.06	0.01	0.04	ノルウェー
23		タイセイヨウサバ	2	1	0.03	ND	0.03	ノルウェー
24		トビウオ	1	0	ND	ND	-	千葉
25		ナガスクジラ	1	1	0.04	0.04	0.04	アイスランド
26		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
27		ババガレイ	2	0	ND	ND	-	北海道
28		ヒラメ	4	2	0.01	ND	0.01	青森、岩手、愛媛、韓国
29		ホキ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
30		マイワシ	3	0	ND	ND	-	北海道、岩手、千葉
31		マガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
32		マコガレイ	3	2	0.02	ND	0.02	千葉
33		マサバ	7	6	0.06	ND	0.02	宮城、千葉、愛媛、福岡、大分
34		マジエランアイナメ	1	0	ND	ND	-	スペイン
35		マダラ	2	0	ND	ND	-	青森、アメリカ
36		ミナミマグロ	5	4	0.03	ND	0.02	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ
37		ミンククジラ	1	0	ND	ND	-	南氷洋
38		メイタガレイ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉
39		メカジキ	3	1	0.07	ND	0.07	宮城、中国、太平洋
40		メバチ	2	1	0.03	ND	0.03	千葉、アメリカ
41		メルルーサ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
小計			80	29				

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その2)

(令和元年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アイナメ	1	0	ND	ND	-	北海道
2		アオダイ	2	1	0.01	ND	0.01	東京、鹿児島
3		アオリイカ	3	0	ND	ND	-	千葉、福岡、フィリピン
4		アカアマダイ	4	0	ND	ND	-	福井、山口、長崎、宮崎
5		アカガイ	4	0	ND	ND	-	中国
6		アカカマス	8	7	0.14	ND	0.05	千葉、大分、長崎、宮崎、鹿児島
7		アカハタ	1	1	0.02	0.02	0.02	長崎
8		アカムツ	3	3	0.02	0.01	0.02	徳島、韓国
9		アカメバル	1	0	ND	ND	-	青森
10		アサリ	1	0	ND	ND	-	中国
11		アユ	1	0	ND	ND	-	和歌山
12		イサキ	4	1	0.03	ND	0.03	愛媛、大分、長崎
13		イシダイ	2	0	ND	ND	-	新潟、長崎
14		イセエビ	1	0	ND	ND	-	千葉
15		イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	中国
16		イトヨリダイ	2	1	0.01	ND	0.01	大分、長崎
17		イボダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	神奈川
18		イワガキ	3	1	0.02	ND	0.02	茨城、三重、大分
19	3 ppm	ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
20		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	青森
21		ウバガイ	2	0	ND	ND	-	北海道
22		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
23		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	北海道
24	内 海 内 湾 産 魚 介 類	エッチュウバイ	2	1	0.02	ND	0.02	福井、山口
25		オニカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
26		カサゴ	2	0	ND	ND	-	青森、長崎
27		カワハギ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
28		カンパチ	1	1	0.03	0.03	0.03	鹿児島
29		キジハタ	2	1	0.02	ND	0.02	石川、長崎
30		キンメダイ	6	4	0.06	ND	0.04	千葉、神奈川、静岡、長崎
31		クルマエビ	1	0	ND	ND	-	沖縄
32		クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
33		クロソイ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
34		クロダイ	4	4	0.05	0.01	0.03	千葉、大阪
35		クロムツ	3	1	0.01	ND	0.01	長崎、鹿児島
36	ケンサキイカ	2	0	ND	ND	-	島根	
37	コウイカ	3	1	0.02	ND	0.02	千葉、神奈川、兵庫	
38	コショウダイ	1	0	ND	ND	-	千葉	
39	コノシロ	2	2	0.05	0.02	0.04	千葉、石川	
40	サクラマス	1	0	ND	ND	-	岩手	
41	サザエ	2	0	ND	ND	-	千葉、山口	
42	サヨリ	1	0	ND	ND	-	韓国	
43	サラガイ	2	0	ND	ND	-	北海道	
44	サワラ	7	5	0.03	ND	0.02	岩手、石川、福岡、韓国、中国	
45	シジミ	1	0	ND	ND	-	島根	
46	シマアジ	7	5	0.06	0.02	0.04	三重、愛媛、大分、鹿児島	
47	シラウオ	1	0	ND	ND	-	中国	
48		シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	インド

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(令和元年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
49		シロギス	2	1	0.02	ND	0.02	千葉
50		シログチ	1	1	0.15	0.15	0.15	千葉
51		シロヒラス	1	0	ND	ND	-	チリ
52		スズキ	23	21	0.13	ND	0.06	宮城、福島、千葉、東京、石川、香川
53		タイラギ	2	0	ND	ND	-	愛知
54		タチウオ	7	6	0.30	ND	0.15	宮城、千葉、神奈川、宮崎
55		チダイ	3	0	ND	ND	-	富山、鹿児島
56		ツ바이	1	1	0.01	0.01	0.01	山形
57		ドジョウ	1	0	ND	ND	-	中国
58		ナイルアカメ	1	0	ND	ND	-	タンザニア
59		ナマズ	1	0	ND	ND	-	和歌山
60		ナミガイ	1	0	ND	ND	-	愛知
61		ニジマス	1	0	ND	ND	-	デンマーク
62		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	-	東京
63		バナナエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
64	3 ppm	ハマグリ	3	0	ND	ND	-	千葉
65		ハマダイ	2	0	ND	ND	-	東京、鹿児島
66		ハモ	7	5	0.02	ND	0.02	石川、兵庫、山口、徳島、大分、長崎、熊本
67		ヒラマサ	1	1	0.04	0.04	0.04	愛媛
68		ブリ	5	3	0.08	ND	0.07	青森、鳥取、高知、鹿児島
69	内 海 内 湾 産 魚 介 類	ホウボウ	3	2	0.07	ND	0.05	千葉、福井
70		ホタテガイ	2	0	ND	ND	-	青森、宮城
71		ボラ	2	2	0.14	0.02	0.08	神奈川、兵庫
72		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
73		マアジ	3	1	0.01	ND	0.01	長崎、鹿児島
74		マアナゴ	1	1	0.02	0.02	0.02	茨城
75		マガキ	5	0	ND	ND	-	北海道、岩手
76		マゴチ	3	2	0.02	ND	0.02	茨城、千葉、愛媛
77		マダイ	5	3	0.03	ND	0.02	香川、愛媛、大分、宮崎
78		マダコ	1	0	ND	ND	-	神奈川
79		マトウダイ	1	0	ND	ND	-	青森
80		マハタ	2	1	0.02	ND	0.02	三重、愛媛
81		マボヤ	1	0	ND	ND	-	宮城
82		ミルクイ	1	0	ND	ND	-	愛知
83		ムツ	10	5	0.01	ND	0.01	静岡
84		ムラサキイガイ	2	1	0.02	ND	0.02	宮城、広島
85		メジナ	1	1	0.06	0.06	0.06	千葉
86		メダイ	2	0	ND	ND	-	東京、大分
87		ヤマメ	1	0	ND	ND	-	宮城
88		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	タイ、ベトナム
89		ユメカサゴ	2	0	ND	ND	-	長崎
90		ワカサギ	1	1	0.01	0.01	0.01	中国
小計			223	100				
合計			303	129				

注1 NDは定量下限値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 委託検査機関

4 調査結果

TBTOについては、124魚種224検体を調査した結果、最大値0.01ppm、最小値定量下限値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.94ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(令和元年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	184	34	0.07	ND	0.02	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	0	ND	ND	-
	Cis-クロルデン	40	1	0.003	ND	0.003
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	-
	Trans-ノナクロル	40	4	0.004	ND	0.002
	Cis-ノナクロル	40	0	ND	ND	-
ドリン類	アルドリン	40	0	ND	ND	-
	エンドリン	40	0	ND	ND	-
	ディルドリン	40	3	0.002	ND	0.002
その他農薬	16	0	ND	ND	-	

注1 NDは、定量下限値未満のもの

TPT・その他の農薬:0.01ppm

クロルデン類・ドリン類:0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その1)

(令和元年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網またはいけすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	1	0	ND	ND	-	愛知
2		イサキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
3		イワガキ	1	0	ND	ND	-	三重
4		カワハギ	1	0	ND	ND	-	長崎
5		カンパチ	5	0	ND	ND	-	香川、愛媛、鹿児島
6		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	宮城
7		シアマジ	5	0	ND	ND	-	高知、愛媛、鹿児島
8		ハモ	1	0	ND	ND	-	兵庫
9		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	愛媛
10		ヒラメ	6	0	ND	ND	-	三重、愛媛、大分、韓国
11		ブリ	4	0	ND	ND	-	愛媛、熊本、鹿児島
12		ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
13		マサバ	3	0	ND	ND	-	大分、長崎
14		マスノスケ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
15		マダイ	5	0	ND	ND	-	愛媛、香川
16		マハタ	2	0	ND	ND	-	愛媛
17		マボヤ	1	0	ND	ND	-	宮城
小計			40	0				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	4	0	ND	ND	-	中国
2		アサリ	2	0	ND	ND	-	静岡
3		イサキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
4		イワガキ	1	0	ND	ND	-	岩手
5		ウシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア
6		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
7		エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
8		カワハギ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
9		カンパチ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
10		サザエ	1	0	ND	ND	-	山口
11		シマアジ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
12		シロアシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア
13		スズキ	1	0	ND	ND	-	香川
14		トコブシ	1	0	ND	ND	-	台湾
15		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	千葉、中国
16		ブリ	1	0	ND	ND	-	高知
17		ホタテガイ	3	0	ND	ND	-	北海道、青森
18		マガキ	3	0	ND	ND	-	北海道、宮城、岩手
19		マダイ	1	0	ND	ND	-	愛媛
20		マハタ	1	0	ND	ND	-	三重
21		マボヤ	2	0	ND	ND	-	宮城
22		ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	宮城、広島
小計			35	0				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	3	0	ND	ND	-	北海道
2		アオハタ	1	0	ND	ND	-	長崎
3		アオリイカ	1	0	ND	ND	-	京都
4		アカカマス	4	0	ND	ND	-	千葉、鹿児島
5		アカガレイ	2	0	ND	ND	-	北海道
6		アサリ	3	0	ND	ND	-	千葉、静岡
7		アマダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
8		イサキ	1	0	ND	ND	-	長崎
9		インダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
10		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
11		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	青森
12		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	愛知
13		ウバガイ	3	0	ND	ND	-	北海道
14		ウマヅラハギ	2	0	ND	ND	-	青森、宮城
15		オニカサゴ	1	0	ND	ND	-	青森
16		カサゴ	1	0	ND	ND	-	大分
17		カミナリイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
18		キジハタ	1	0	ND	ND	-	熊本
19		クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	千葉
20		クロダイ	5	0	ND	ND	-	千葉、大阪、広島
21		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
22		コウイカ	1	0	ND	ND	-	千葉
23		コノシロ	1	0	ND	ND	-	佐賀

表 2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その2)

(令和元年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地	
					最大	最小	平均		
24	III 内湾で漁獲される魚介類	ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	宮城	
25		サクラエビ	1	0	ND	ND	-	静岡	
26		サザエ	1	0	ND	ND	-	山口	
27		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
28		シマアジ	2	0	ND	ND	-	三重、大分	
29		シラエビ	1	0	ND	ND	-	富山	
30		シロギス	3	0	ND	ND	-	千葉、鹿児島	
31		シログチ	2	0	ND	ND	-	千葉、鹿児島	
32		スズキ	15	0	ND	ND	-	千葉、東京	
33		タチウオ	4	0	ND	ND	-	千葉、神奈川、鹿児島	
34		チダイ	2	1	0.01	ND	0.01	鹿児島	
35		ツブガイ	2	0	ND	ND	-	北海道	
36		トリガイ	1	0	ND	ND	-	愛媛	
37		ナミガイ	1	0	ND	ND	-	愛知	
38		バイガイ	1	0	ND	ND	-	山口	
39		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
40		ブリ	1	0	ND	ND	-	北海道	
41		ホウボウ	2	0	ND	ND	-	千葉、福井	
42		ホタテガイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
43		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	石川	
44		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉	
45		マアジ	3	0	ND	ND	-	三重、石川、鹿児島	
46		マアナゴ	3	0	ND	ND	-	茨城、千葉、神奈川	
47		マイワシ	1	0	ND	ND	-	北海道	
48		マガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
49		マコガレイ	3	0	ND	ND	-	千葉	
50		マゴチ	1	0	ND	ND	-	千葉	
51		マダイ	2	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島	
52		マダコ	1	0	ND	ND	-	石川	
53		ムツ	11	0	ND	ND	-	静岡、長崎	
54		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	広島	
55		メジナ	1	0	ND	ND	-	千葉	
56		メダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島	
57		メバル	1	0	ND	ND	-	新潟	
58		ヤリイカ	1	0	ND	ND	-	岩手	
小計			114	1					
1		IV 遠洋沖合等で漁獲される魚介類	アオダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
2			アオリイカ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
3			イサキ	2	0	ND	ND	-	大分、長崎
4			イワシクジラ	1	0	ND	ND	-	太平洋
5			カツオ	3	0	ND	ND	-	宮城、静岡
6			キハダ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
7			キンメダイ	1	0	ND	ND	-	静岡
8			クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
9			クロマグロ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
10			クロムツ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
11			ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	高知
12			サワラ	3	0	ND	ND	-	岩手、三重、高知
13			サンマ	1	0	ND	ND	-	太平洋
14			シロギス	1	0	ND	ND	-	鹿児島
15			スズキ	1	0	ND	ND	-	千葉
16			スルメイカ	2	0	ND	ND	-	石川、福井
17			トビウオ	1	0	ND	ND	-	和歌山
18			ナガスクジラ	1	0	ND	ND	-	アイスランド
19			ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	石川
20			ホウボウ	1	0	ND	ND	-	長崎
21			マイワシ	1	0	ND	ND	-	太平洋
22			マコガレイ	1	0	ND	ND	-	岩手
23	マゴチ		1	0	ND	ND	-	福岡	
24	マサバ		1	0	ND	ND	-	千葉	
25	ミナミマグロ		3	0	ND	ND	-	南アフリカ、ニュージーランド、オーストラリア	
26	ミンククジラ		1	0	ND	ND	-	南氷洋	
27	メバチ		1	0	ND	ND	-	アメリカ	
小計			35	0					
総計			224	1					

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナー PCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

令和元年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ、マコガレイ各 8 検体

貝類：ホンビノスガイ 6 検体

計 38 検体

(2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場 1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場 2」という。）

イ 貝 類：三枚洲、羽田沖

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網、マアナゴはアナゴ筒により、貝類はジョレンを用いて採集した。

なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただし、マアナゴ及びマコガレイは皮付き）約 1kg を、貝類は、むき身約 1kg を 1 検体とした。

なお、単一の個体で 1kg を確保できない場合は、複数の個体の合計で約 1kg とし、1 検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表 2-8-7 のとおり

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-8 のとおり

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

(6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成 10 年 9 月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が 50～120% の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(イ) TBT、TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA、2003) に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が 50～120% の許容範囲にあることを確認した。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和 62 年 5 月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

外因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル（平成 10 年 10 月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

*添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成 27 年度版）に基づき、標準物質の回収率は 70～120% を目安とし、おおむね良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

(7) 分析機関

健康安全研究センター

エ 脂肪含有量

加圧流体抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類	項目名	定量下限	
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

物質名	内訳	定量下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-tert-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-tert-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9（個別検体の検査結果）、表 2-8-10（魚種毎の平均値）のとおりであった（2,3,7,8-TCDD 等量濃度は、検査結果が定量下限値未満だった物質は定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。）。

また、これらの経年変化は、図 2-8-1 及び図 2-8-2 のとおりである。

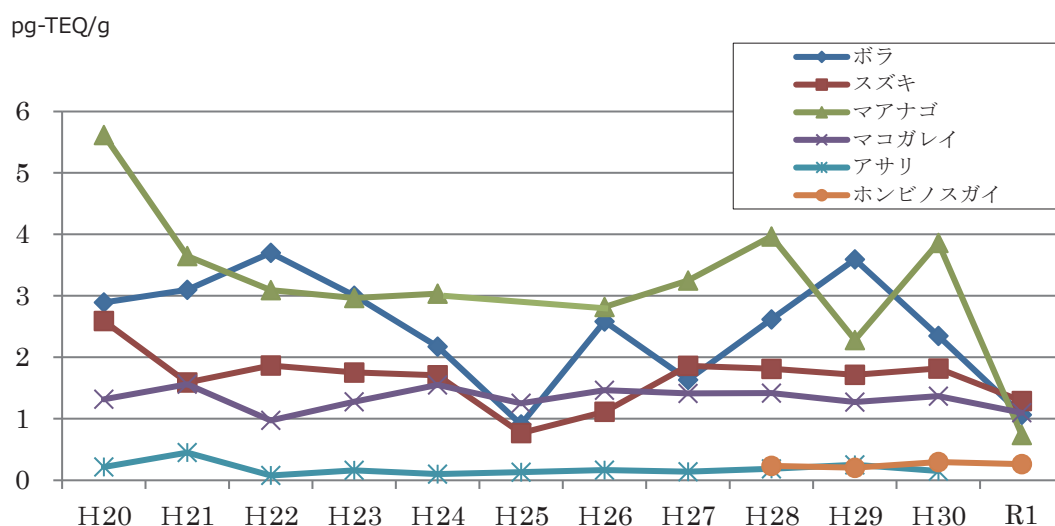


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

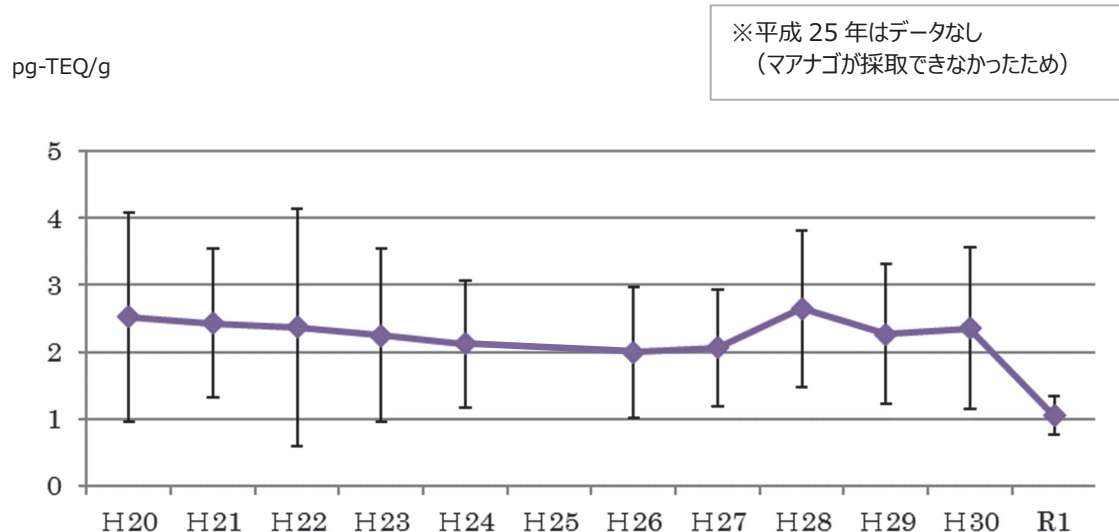


図 2-8-2 東京湾産魚類のダイオキシン類濃度の推移（貝類を除く 4 魚種の平均±SD）

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11（個別検体の検査結果）、表 2-8-12（魚種毎の平均値）のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 1.05 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.26 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「平成 30 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」(トータルダイエット調査)によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.55 pg-TEQ/kg・bw/day (このうち魚介類由来は 0.47 pg-TEQ/kg・bw/day) である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量(魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。)は、0.64 pg-TEQ/kg・bw/day であった(表 2-8-13)。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量(0.010 pg-TEQ/kg・bw/day)を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量: 4pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-3 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、例年どおりの推移となった。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位: pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (H30)	本試算による摂取量
食事全体からの摂取量	0.55	0.64^{※1}
④内海内湾産魚類由来	0.06 ^{※1}	0.15 ^{※1}
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.41 ^{※1}	0.41 ^{※1}
⑥魚介類以外の食品群由来	0.08	0.08

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

pg-TEQ/kg・bw/day

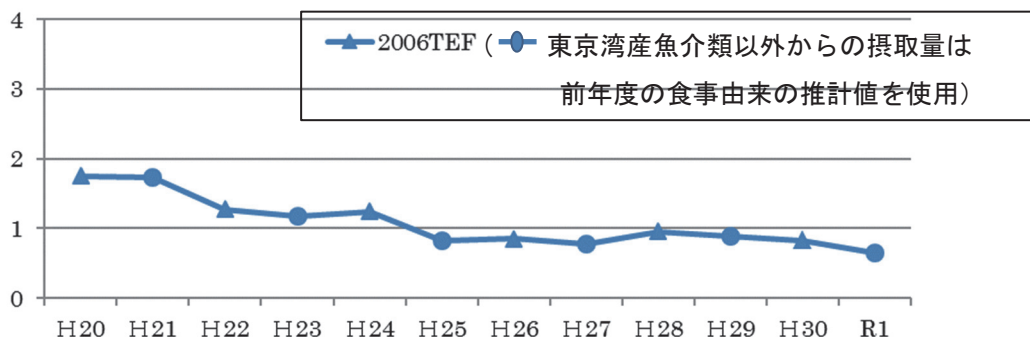


図 2-8-3 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚類と遠洋沖合魚類の摂取量

(農林水産省・平成28年食料需給表)

内海内湾 : 758千トン

遠洋沖合 : 1,880千トン

(イ)都民の魚介類摂取量(一日体重50kg当たり)

魚介類 : 58.6(g/day)

(内訳)生魚介類 : 32.2(g/day) (このうち魚類 : 25.5(g/day))

魚介加工品 : 26.4(g/day)

(ウ)内海内湾魚類の摂取量

 $25.5(\text{g/day}) \times 758 / (758 + 1,880) \approx 7.3(\text{g/day})$

(エ)内海内湾魚類(東京湾産魚類と仮定)由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[魚類全体・漁場全体のダイオキシン類平均値] × (ウ) ÷ [体重50kg] = $1.05(\text{pg-TEQ/g}) \times 7.3(\text{g/day}) \div 50(\text{kg} \cdot \text{bw}) = 0.15(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類] × [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比] = $0.47(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day}) \times (58.6 - 7.3)(\text{g}) / 58.6(\text{g}) = 0.41(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による食事由来ダイオキシン類] - [トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類] = $0.55 - 0.47 = 0.08(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

(キ)食事全体からのダイオキシン類摂取量

(エ) + (オ) + (カ) = $0.15 + 0.41 + 0.08 = 0.64(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「平成30年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」(令和元年7月東京都福祉保健局)から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCBは全ての検体から検出された。最も高い検出値は、隅田川河口で採取したボラ0.100ppmだった。いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値(昭和47年厚生省)3ppmを下回った。

イ DDT及びその代謝物は全ての魚類から検出された。最も高い検出値は、隅田川河口で採取したボラの0.013ppm(DDT及び代謝物の和)だった。いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3ppmを下回った。

また、貝類からは検出されなかった。

ウ TBT及びTPTは、多くの検体から検出された。最も高い検出値は、TBTが漁場2で採取したスズキ0.015ppm、TPTが漁場1で採取したマアナゴ0.012ppmだった。検出値は、国際機関(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)の評価による一日摂取許容量(TBT : $0.0005 \text{ mg/kg} \cdot \text{bw/day}$ 、TPT : $0.0005 \text{ mg/kg} \cdot \text{bw/day}$)等と比較して、小さな値であった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは検出されなかった。

用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (Co-PCB) の総称
コプラナーPCB (Co-PCB)	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg (ピコグラム)	1 兆分の 1 グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 μ g=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8- 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2, 3, 7, 8-TCDD)の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の物質のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
DDT	ジクロロジフェニルトリクロロエタンの略
TBT	トリブチルスズの略、複数の物質がある TBT 化合物の総称
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては μ g/g、mg/Kg と同じ意味
/kg \cdot bw/day	一日当たり体重 1kg 当たりの量

表 2-8-9 ダイオキシン類等量濃度 (ND= LOQ/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
				ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB
1	ボラ	隅田川河口部	5.8	0.73	0.19	0.54	13	3.2	9.3
2			5.1	1.57	0.36	1.21	31	7.1	24
3		漁場 1	5.6	1.32	0.23	1.09	23	4.2	19
4			5.3	0.76	0.16	0.60	14	3.0	11
5			7.0	0.93	0.23	0.70	13	3.3	10
6		漁場 2	4.6	0.78	0.19	0.59	17	4.1	13
7			5.7	1.09	0.21	0.88	19	3.7	15
8			8.3	1.35	0.32	1.03	16	3.8	12
9	スズキ	隅田川河口部	1.2	0.99	0.18	0.81	86	16	70
10			1.6	1.16	0.22	0.94	71	13	58
11		漁場 1	1.9	1.28	0.21	1.07	68	11	57
12			2.0	1.53	0.29	1.24	75	14	61
13			1.7	1.15	0.18	0.97	68	11	57
14		漁場 2	1.3	1.44	0.20	1.24	110	15	95
15			3.4	1.67	0.26	1.41	49	7.6	41
16			1.2	1.10	0.15	0.95	93	13	80
17	マアナゴ	隅田川河口部	12.4	0.90	0.21	0.69	7.3	1.7	5.6
18			10.5	0.90	0.17	0.73	8.6	1.6	7.0
19		漁場 1	6.9	0.68	0.13	0.55	9.9	1.9	8.0
20			9.2	0.60	0.13	0.47	6.5	1.4	5.1
21			9.0	0.63	0.12	0.51	7.0	1.3	5.7
22		漁場 2	11.1	0.89	0.19	0.70	8.0	1.7	6.3
23			10.0	0.71	0.14	0.57	7.1	1.4	5.7
24			6.5	0.57	0.11	0.46	8.9	1.8	7.1
25	マコガレイ	隅田川河口部	0.4	1.17	0.18	0.99	268	41	227
26			0.4	1.05	0.21	0.84	237	47	190
27		漁場 1	0.6	1.04	0.25	0.79	177	43	134
28			0.5	1.16	0.23	0.93	233	47	186
29			0.5	1.08	0.23	0.85	227	48	179
30		漁場 2	0.5	0.88	0.24	0.64	167	45	122
31			0.5	1.12	0.24	0.88	223	48	175
32			0.4	1.28	0.18	1.10	331	47	284
33	ホンビノスガイ	三枚洲	0.4	0.25	0.08	0.17	70	23	47
34			0.4	0.26	0.09	0.17	62	22	40
35			0.5	0.25	0.09	0.16	52	19	33
36		羽田沖	0.4	0.24	0.08	0.16	67	22	45
37			0.5	0.29	0.11	0.18	55	21	34
38			0.6	0.25	0.08	0.17	45	15	30

※2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類等量濃度の平均値 (ND= LOQ/2) (単位 : pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
		(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
ボラ	漁場全体の平均	5.9	1.07	0.24	0.83	18	4.1	14.2
スズキ	漁場全体の平均	1.8	1.29	0.21	1.08	78	13	65
マアナゴ	漁場全体の平均	9.5	0.74	0.15	0.59	7.9	1.6	6.3
マコガレイ	漁場全体の平均	0.5	1.10	0.22	0.88	233	46	187
魚類全体の平均		4.4	1.05	0.20	0.84	84	16	68
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.5	0.26	0.09	0.17	59	20	38
貝類全体の平均		0.5	0.26	0.09	0.17	59	20	38

※2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-12 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度の平均値 (ND=0)

単位：ppm (湿重量)

生物種	採取地点	水分 %	脂肪分 (%)	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類						アジピル酸ジ -2-エチルヘキ シル	ベンタクロ フェノール	2,4-ジクロ フェノール
					o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチル フェノール	4-n-ブチル フェノール	4-n-ペンチル フェノール	4-tert-ブチル フェノール	4-n-ブチル フェノール			
ボラ	漁場全体の平均	72.4	5.9	0.053	-	0.000	0.004	0.000	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-		
	漁場全体の平均	76.9	1.8	0.073	-	-	0.005	0.001	-	0.009	0.002	-	-	-	-	-	-	-		
マアガレイ	漁場全体の平均	71.1	9.5	0.003	-	-	0.002	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-		
	漁場全体の平均	78.7	0.5	0.047	-	-	0.004	-	-	0.000	0.001	-	-	-	-	-	-	-		
魚類全体の平均	魚類全体の平均	74.7	4.4	0.044	-	0.000	0.004	0.000	0.004	0.002	0.003	-	-	-	-	-	-	-		
	ホンビノスガイ	87.8	0.5	0.009	-	-	-	-	-	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-		
貝類全体の平均	貝類全体の平均	87.8	0.5	0.009	-	-	-	-	-	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-		

※平均は、定量下限未満 (ND) を 0 と仮定して算出した。
 なお、全データが ND だった場合の平均は、「-」と表記した。

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、東京都では、従来より実態調査を実施しているところである。

令和元年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成31年4月から令和2年3月まで

2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質ごとの検体数及び定量下限は、表2-8-14のとおりである。

表2-8-14 検体数

調査対象物質	検体数	定量下限
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	140	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド (TBTO) *	135	0.001 ppm
トリフェニルスズ (TPT)	135	0.001 ppm
ドリン類 (アルドリン、エンドリン、ディルドリン)	各 40	0.001 ppm
クロルデン類 (trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロル)	各 40	0.001 ppm

※トリブチルスズ化合物 (TBT) については、昭和60年4月当時の厚生省通知により、市場流通する魚介類を対象に検査の実施が求められているTBTO (トリブチルスズ化合物の一種) に換算した。

3 分析方法

(1) PCB

衛生試験法注解 (2000) 準拠法

試料に標準物質を添加し、回収率が70~120%の許容範囲にあることを確認した。

(2) TBTO 及び TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) 準拠法

試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50~120%の許容範囲にあることを確認した。

(3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法

食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン (H22年12月厚生労働省通知) に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値 (真度70~120%、併行精度25%未満、室内精度30%未満) に適合していることを確認した。

4 調査機関

健康安全研究センター

一般財団法人 日本食品検査

5 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-15のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-16~表2-8-18のとおりである。

表2-8-15 令和元年度流通魚介類の実態調査結果

単位：ppm (湿重量)

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均*
PCB		140	104	74.3	0.062	0.005
TBTO		135	43	31.9	0.010	0.001
TPT		135	88	65.2	0.064	0.005
ドリン類	アルドリン	40	0	0	—	—
	エンドリン	40	0	0	—	—
	ディルドリン	40	3	7.5	0.002	0.000
クロルデン類	trans-クロルデン	40	0	0	—	—
	cis-クロルデン	40	1	2.5	0.003	0.000
	オキシクロルデン	40	0	0	—	—
	trans-ノナクロル	40	4	10.0	0.004	0.000
	cis-ノナクロル	40	0	0	—	—

※検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質を0として算出した。

(1) PCB

140 検体中 104 検体 (74.3 %) から PCB を検出した。最大値はキンメダイの 0.062 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値 (昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類：3 ppm、遠洋沖合魚介類：0.5 ppm) を下回った。

(2) TBTO

135 検体中 43 検体 (31.9 %) から TBTO が検出された。最大値はチダイの 0.010 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該チダイを一日当たり 1.5 kg 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 25.8 g (「平成 29 年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(3) TPT

135 検体中 88 検体 (65.2 %) から TPT が検出された。最大値はムツの 0.064 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 391 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 25.8 g (「平成 29 年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(4) 農薬 (ドリソ類及びクロルデン類)

40 検体を検査した。

ドリソ類のうち、ディソドリソが 3 検体から 0.002 ppm 検出された。アルドリソ及びエンドリソは検出されなかった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (アルドリソ及びディソドリソの和として 0.1ppm) を下回った。

クロルデン類のうち、cis-クロルデンが 1 検体から 0.003 ppm、trans-ノナクロルが 4 検体から 0.001~0.004 ppm、それぞれ検出された。複数のクロルデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、4 検体からの検出であった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-クロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm) 以内となった。

6 まとめ

- (1) PCB は 140 検体中 104 検体 (74.3 %)、TBTO は 135 検体中 43 検体 (31.9 %)、TPT は 135 検体中 88 検体 (65.2 %) から検出された。
- (2) ドリソ類 (3 種類) のうちディソドリソが 40 検体中 3 検体 (7.5%) 検出された。アルドリソ及びエンドリソは検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、cis-クロルデンが 40 検体中 1 検体 (2.5 %)、trans-ノナクロルが 40 検体中 4 検体 (10.0 %) から検出された。trans-クロルデン、オキシクロルデン、cis-ノナクロルは検出されなかった。
- (3) PCB、TBTO、TPT、ドリソ類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

用語説明

PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
TBTO	トリブチルスズオキシドの略。TBT 化合物のうちの一つで、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の第一種特定化学物質に指定されている。
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ドリソ類	有機塩素系農薬
クロルデン類	有機塩素系農薬
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては $\mu\text{g/g}$ と同じ意味

表 2-8-16 令和元年度流通魚介類のPCB 検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アオダイ	ND	内	カラスガレイ	0.015	遠	タイセイヨウサバ	0.007	遠	マゴチ	0.014	内
アオメエソ	0.004	遠	キアンコウ	ND	遠	タイラギ	ND	内	マゴチ	0.002	内
アオリイカ	0.002	内	キアンコウ	ND	遠	タイラギ	ND	内	マサバ	0.016	遠
アオリイカ	0.003	内	キアンコウ	0.001	遠	タチウオ	0.021	内	マサバ	0.005	遠
アカアマダイ	0.006	内	キチジ	0.003	遠	タチウオ	0.008	内	マサバ	0.011	遠
アカアマダイ	0.002	内	キチジ	0.019	遠	チダイ	0.002	内	マジェランアイナメ	ND	遠
アカアマダイ	0.002	内	キンメダイ	0.062	内	チダイ	0.003	内	マダイ	ND	内
アカガイ	0.001	内	キンメダイ	0.005	内	ドジョウ	ND	内	マダラ	0.002	遠
アカガイ	ND	内	キンメダイ	0.004	内	トビウオ	0.001	遠	ミナミマグロ	0.006	遠
アカカマス	0.024	内	クルマエビ	ND	内	ナマズ	0.008	内	ミルクイ	0.002	内
アカカマス	0.011	内	クロウシノシタ	0.002	遠	ナミガイ	0.004	内	メイタガレイ	0.003	遠
アカカマス	0.011	内	クロガレイ	ND	遠	ニジマス	0.008	内	メイタガレイ	0.011	遠
アカムツ	0.019	内	クロソイ	0.004	内	ニシン	0.007	遠	メカジキ	0.008	遠
アカムツ	0.017	内	クロソイ	0.004	内	ハチジョウアカムツ	ND	内	メカジキ	ND	遠
アカムツ	0.013	内	クロムツ	ND	内	ババガレイ	0.003	遠	メダイ	ND	内
アズキハタ	0.003	内	クロムツ	ND	内	ババガレイ	0.005	遠	メバチ	0.008	遠
アユ	0.003	内	ケンサキイカ	ND	内	ハマグリ	0.001	内	メバル	0.003	内
イサキ	0.005	内	ケンサキイカ	0.001	内	ハマダイ	ND	内	ヤマメ	0.004	内
イサキ	0.001	内	コウイカ	0.001	内	ハマダイ	ND	内	ヤリイカ	ND	内
イサキ	0.006	内	コウイカ	0.007	内	ハモ	0.006	内	ユメカサゴ	ND	内
イシダイ	0.003	内	コショウダイ	0.001	内	ハモ	0.013	内			
イセエビ	ND	内	サクラマス	0.005	内	ハモ	0.016	内			
イタヤガイ	ND	内	サケ	0.002	遠	ヒタチダラ	ND	遠			
イトヨリダイ	0.010	内	サザエ	0.001	内	ヒラメ	ND	遠			
イトヨリダイ	0.003	内	サヨリ	ND	内	ヒラメ	ND	遠			
イワガキ	0.004	内	サラガイ	ND	内	ブリ	0.006	内			
ウシエビ	ND	内	サワラ	0.004	内	ブリ	0.005	内			
ウスメバル	0.004	内	サワラ	0.020	内	ホウボウ	0.004	内			
ウバガイ	0.001	内	サワラ	0.014	内	ホタテガイ	ND	内			
ウバガイ	ND	内	サンマ	0.004	遠	ボラ	0.021	内			
エゾボラ	ND	内	シジミ	0.003	内	ホンビノスガイ	0.007	内			
エッチュウバイ	0.004	内	シマアジ	0.005	内	マアジ	0.002	内			
エッチュウバイ	0.017	内	シマアジ	0.020	内	マアジ	0.002	内			
オニカサゴ	0.002	内	シマアジ	0.008	内	マイワシ	0.008	遠			
カサゴ	ND	内	シロアシエビ	ND	内	マイワシ	0.007	遠			
カサゴ	ND	内	シロヒラス	0.008	内	マイワシ	0.007	遠			
カツオ	0.002	遠	スズキ	0.010	内	マガキ	0.002	内			
カツオ	0.001	遠	スズキ	0.013	内	マガキ	0.003	内			
カツオ	0.002	遠	スルメイカ	ND	遠	マコガレイ	0.012	遠			
カツオ	0.002	遠	タイセイヨウサケ	0.012	遠	マコガレイ	0.009	遠			

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。
 内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-17 令和元年度流通魚介類の TBTO 及び TPT 検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.001	キジハタ	ND	0.004	ヒラマサ	ND	0.021
アイナメ	ND	0.001	キス	ND	0.001	ヒラメ	ND	0.006
アイナメ	ND	0.004	クロウシノシタ	ND	0.001	ヒラメ	ND	0.012
アオハタ	ND	0.023	クロガレイ	ND	0.002	ヒラメ	ND	0.012
アオリイカ	0.001	0.003	クロダイ	ND	0.002	ヒラメ	0.003	ND
アオリイカ	ND	0.008	クロダイ	0.001	0.003	ブリ	ND	0.003
アカアマダイ	ND	0.003	クロダイ	ND	ND	ブリ	ND	0.004
アカガイ	ND	0.001	クロムツ	ND	0.042	ブリ	ND	0.006
アカガイ	0.001	0.002	ケンサキイカ	ND	0.013	ブリ	ND	0.024
アカガイ	0.002	0.015	コノシロ	ND	ND	ブリ	0.001	ND
アカガレイ	ND	0.002	ゴマサバ	ND	0.005	ホウボウ	ND	0.008
アカガレイ	ND	ND	ゴマサバ	ND	0.007	ホタテ	0.002	ND
アサリ	0.003	0.001	サクラエビ	ND	0.002	ホタテ	ND	ND
アサリ	0.006	0.002	サザエ	ND	ND	ホタテ	ND	ND
アサリ	0.003	ND	サラガイ	0.003	ND	ホッコクアマエビ	0.001	0.009
アサリ	0.003	ND	サワラ	0.003	0.004	ホンビノスガイ	0.004	ND
アサリ	0.001	ND	サワラ	0.003	0.018	マアジ	ND	0.002
イサキ	ND	0.007	サンマ	ND	ND	マアジ	ND	0.017
イサキ	ND	0.011	シマアジ	ND	ND	マアナゴ	0.002	0.001
イサキ	ND	0.013	シマアジ	ND	ND	マアナゴ	ND	0.002
イサキ	ND	ND	シマアジ	0.001	ND	マアナゴ	ND	0.006
イシガキガイ	ND	ND	シマアジ	0.002	ND	マイワシ	ND	0.002
イシダイ	ND	0.002	シラエビ	ND	0.002	マイワシ	ND	0.002
イトヨリダイ	ND	0.011	シロギス	ND	0.002	マガキ	0.001	ND
イワガキ	0.002	ND	シログチ	0.002	0.007	マガキ	0.005	ND
ウシエビ	ND	ND	スズキ	ND	0.002	マガレイ	ND	ND
ウシエビ	ND	ND	スズキ	0.001	0.002	マコガレイ	ND	0.002
ウスメバル	ND	0.012	スズキ	0.004	0.003	マコガレイ	0.001	0.002
ウチムラサキ	0.003	ND	スズキ	0.003	0.004	マゴチ	ND	0.009
ウバガイ	0.001	ND	スルメイカ	ND	0.012	マサバ	0.002	0.001
ウバガイ	0.001	ND	タチウオ	ND	0.005	マサバ	ND	0.003
ウバガイ	0.001	ND	チダイ	ND	0.004	マスノスケ	ND	ND
ウマヅラハギ	ND	0.001	チダイ	0.010	ND	マダイ	ND	0.003
ウマヅラハギ	ND	ND	ツブガイ	ND	ND	マダイ	ND	ND
エゾアワビ	ND	0.002	ツブガイ	ND	ND	マダイ	0.001	ND
オニカサゴ	ND	0.012	トコブシ	ND	0.001	マダイ	ND	ND
カサゴ	ND	0.002	トビウオ	ND	0.002	マダコ	0.001	0.002
カツオ	ND	0.002	トリガイ	ND	ND	マハタ	0.002	ND
カツオ	ND	0.004	ナミガイ	ND	ND	マホヤ	ND	ND
カミナリイカ	ND	0.007	バイ	0.002	0.020	ムツ	ND	0.064
カワハギ	0.004	0.003	バナメイエビ	ND	0.001	ムラサキイガイ	ND	ND
カンパチ	0.001	0.010	バナメイエビ	ND	0.002	ムラサキイガイ	ND	ND
カンパチ	0.001	0.012	ババガレイ	ND	ND	メダイ	ND	0.004
カンパチ	0.001	0.012	ハマグリ	0.001	0.030	メバル	ND	0.005
カンパチ	ND	0.019	ハモ	ND	0.004	ヤリイカ	ND	ND

表 2-8-18 令和元年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	t-ノナクロル	c-ノナクロル
アオリイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イサキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イシダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イワガキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
オニカサゴ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カサゴ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カラスガレイ	ND	ND	0.002	ND	0.003	ND	0.004	ND
キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ケンサキイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コショウダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シマアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シマアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
シロアシエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シロヒラス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイセイヨウサケ	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND
タイセイヨウサバ	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND
タチウオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハチジョウアカムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
ヒタチダラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ボラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
マコガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ミナミマグロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ミルクイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メイタガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メカジキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京都拠点を通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

4 検査結果（表2-8-19）

180品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、8品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表2-8-20のとおり

表2-8-19 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	180	20
検出品目数	153	8
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.27	ND - 0.20

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-20 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (10種類)	殺虫剤 (9種類)	EPN、キナルホス、クロルピリホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	クロルフェンビンホス
カーバメート系農薬 (8種類)	殺虫剤 (7種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (31種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、プロプロフェジン
	殺菌剤 (18種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種類)		臭素

第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりをみせている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現・「日本農林規格等に関する法律」、以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局（現・福祉保健局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。さらに平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	9,133件
指示・文書指導	3件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、令和元年度は1,822店舗を調査し、21件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	14回
消費生活調査員研修会	3回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(元年9月10日)	練馬文化センター	354人
第2回(元年10月9日)	練馬文化センター	282人
計		636人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) キッコーマン株式会社における食品表示への取り組み/キッコーマン株式会社 品質保証部
- (イ) 食品表示の見やすさ・わかりやすさについて/一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会

表 2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
2年1月30日	練馬文化センター	533人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一

次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった3件の袋詰精米のうち、都域業者については、立入調査等を実施し、1件について文書指導を行った。また、広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	194件	6件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

50件中1件は「黒毛和種である可能性は極めて低い」という判定結果であった。この1件は、健康安全研究センター食品監視第一課で調査を実施した。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	49件	1件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

「JAS分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル」※₁や、「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に準拠し、定性分析や定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-9-7、表 2-9-8)

(1) 分析対象の80検体のうち、大豆加工品21検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した21検体について、分別流通生産管理(IPハンドリング)※₂の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

※₂ 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、I P
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表
示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(令和元年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出 せず	5%未満 検出	5%以上 検出	検査不能 [※]
とうも ろこし 加工品	スナック菓子	4	4	-	-	-
	スイートコーン	24	24	-	-	-
	コーンスープ	10	10	-	-	-
	ポップコーン	2	2	-	-	-
合計		40	40	-	-	-

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

表 2-9-8

(令和元年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
大豆 加工品	豆腐	18	7	11	-
	豆乳類	6	2	4	-
	大豆水煮	2	2	-	-
	きな粉	2	2	-	-
	凍豆腐	1	-	1	-
	その他の大豆加工品	11	6	5	-
合計		40	19	21	-

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化

国民の健康の保持及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられている（一部省略規定あり）。また、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を、販売前に消費者庁長官に届け出ることにより、事業者の責任において表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度は、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、健康増進法に定められている。特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も、特別用途食品に含まれる。なお、食品表示基準においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発、相談指導、監視指導等により、表示の適正化を図っている（下記の実績は全て食品監視課及び都保健所における実施件数であり、区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

1 普及啓発・相談指導等

特別用途食品、栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する誇大表示の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」等を作成するとともに、講習会開催により普及啓発を行っている。

また、表示適正化のために事業者からの表示方法等に関する相談指導を行っている。

令和元年度の講習会の参加人数は5,172人、相談件数は1,874件であった。

2 監視指導

保健所では、販売施設等において、健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づき食品の容器包装等の表示及び広告の監視指導を行っている。

令和元年度の立入指導施設数は283軒、不適正表示指導件数は84件であった。

3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、不適正な食品については指導等の対応を行っている。

(1) 対象品目

特別用途食品（特定保健用食品を含む。）及び栄養表示食品（栄養機能食品及び機能性表示食品を含む。）

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の販売施設等

(3) 検査項目

ア 表示内容検査
イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所
イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-9-8のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、不適正な表示（要調査及び不適正疑いを含む。）が認められたのは、表示内容検査で4品目、栄養成分検査で5品目であった。

表2-9-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（令和元年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正 [※]		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	5	5	0	-	-
栄養表示食品	45	36	9	4	5

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第10節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証を申請できる施設は、東京都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。ただし、東京都外で食品衛生法に基づく許可を受けた施設であっても、東京都内流通食品を製造する施設は対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、東京都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

第2 令和元年度の主な取組

(1) 食品営業者への認証制度活用支援

ア 認証制度を活用した衛生水準の点検確認と技術的助言を実施した。（自主的衛生管理向上実地講習 167施設）

イ 認証取得の要件となる衛生管理マニュアルの作成手順等を情報提供し、マニュアルの作成を支援するセミナーを認証区分別に実施した。（全6回）

(2) 制度の普及

認証制度の活用の推進を目的として、下記の取組を行った。

ア 食品事業者並びに関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出展し、普及啓発を行った。（11回）。

イ 東京都に観光で訪れる日本人及び外国人に、東京都の取組を紹介するため、パンフレットの作成、雑誌への広告掲載、英語で制度を紹介するホームページの公表により、広く周知を図った。

(3) 認証施設の公表（表2-10）

指定審査事業者から新たに報告のあった199施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。

令和元年度末の公表施設は1,151施設となった。

表2-10 (令和元年度末)

認証区分	認証施設数
給食	76
調理	771
製造	191
加工	42
販売	58
氷雪販売	1
魚介類せり売	12
合計	1,151

(4) 認証取得施設へ支援

認証施設の更なるスキル向上を図るためのフォローアップ講習会、認証施設が抱える個々の課題等に対する個別指導を実施した。

(5) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、①事業者責任を基礎とする安全確保、②最新の科学的知見に基づく安全確保、③都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

東京都内に事業拠点を有する食品関係事業者（特定事業者）が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれにより自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により東京都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 令和元年度の自主回収情報の公表

平成31年4月から令和2年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において79件の自主回収情報の公表を行った（表2-11）。

表2-11 自主回収情報の内訳

（平成31年4月～令和2年3月）

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	79	13	21	14	12	19
魚介類	2	-	1	-	1	-
冷凍食品	4	1	-	1	1	1
肉・卵類	2	-	1	-	-	1
乳類	4	1	2	-	-	1
農産物	7	-	1	-	3	3
菓子類	29	5	9	9	2	4
飲料	9	3	2	-	2	2
器具類	1	-	-	-	-	1
その他*	21	3	5	4	3	6

※ 弁当、調味料など

第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (令和元年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,206	14,470	26,708
表示	2,606	1,670	4,380
規格・基準	788	456	1,296
食中毒	4,846	1,036	5,918
残留農薬	504	182	690
輸入食品	496	152	656
添加物	410	184	606
新規開発食品	22	22	44
食用の可・不可に関する疑義	876	472	1,394
マスコミ報道に関する事項	978	268	1,292
その他 ^注	7,400	7,530	15,948
合計	30,132	26,442	56,574

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く。)
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店 等

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (令和元年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	7	2,171
食品衛生街頭相談等	6	1,080
合計	13	3,251

第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(令和元年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	23	346,500
食品関係営業許可申請の手引き (リーフレット)	1	4,000
臨時出店について (リーフレット)	1	2,500
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	500
移動型臨時営業について (リーフレット)	1	2,000
給食提供者の届出及び衛生基準の手引 (リーフレット)	1	1,000
自動車関係営業許可申請等の手引 (リーフレット)	1	1,000
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	500
屋外に客席を設置して営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	500
御存知ですか?東京都食品衛生自主管理認証制度 東京の『食べる』を守るマイスター 2020年版 (パンフレット)	1	5,000
大切です!食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編(パンフレット)	2	7,000
栄養成分表示ハンドブック(パンフレット)	1	6,000
トイレの使い方 (ステッカー)	1	20,000
飲食店の皆さま 食物アレルギー対策に取り組みましょう (リーフレット)	1	5,000
食品関係従事者向け食物アレルギー注意喚起ポスター	1	6,000
手洗い推進ステッカー	1	15,000
避難所ですぐに使える食中毒予防ブック 第2版	1	14,000
中学生向け鶏肉の生食防止リーフレット	1	235,000
乳児ボツリヌス症予防リーフレット	1	10,000
災害時の食中毒予防リーフレット (日本語版)	1	5,000
災害時の食中毒予防リーフレット (多言語版)	1	2,500
ノロウイルス食中毒予防リーフレット (都民向け)	1	2,000
ノロウイルス食中毒予防リーフレット (事業者向け)	1	2,000
情報誌等 (都保健所)	40	128,322
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	11	17,000
合計	74	491,822

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(令和元年度)

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	16	608	10	390	26	998	
営業者	合計	327	14,291	278	5,624	605	19,915	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	8	990	4	191	12	1,181
		集団給食	22	1,680	-	-	22	1,680
		責任者	27	3,269	-	-	27	3,269
		その他	2	62	-	-	2	62
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	65	1,225	-	-	65	1,225
		業種・業態別	51	1,621	78	2,345	129	3,966
		集団給食	41	1,892	2	11	43	1,903
		責任者	21	532	-	-	21	532
その他		80	2,785	14	324	94	3,109	
	その他 ^{注3}	10	235	180	2,753	190	2,988	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係営業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

令和元年度については、令和2年3月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 令和元年12月5日

場所 なかのZERO

参加人数 762名

内容 ・法令解説

・講演「健康食品の広告・表示規制に係る自主的な取り組みについて」

・事例紹介

第5 食の安全都民フォーラム

1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

食の安全に関する様々な問題について、都民、事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し、シンポジウム形式で意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催している。

令和元年度は、「誰がために手を洗う？ 広げよう「手洗い」の輪」をテーマに9月30日に開催した（125名が参加）。

2 食の安全調査隊

参加者の主体的な取組を通じたリスクコミュニケーションの充実に向け、平成19年度から、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を実施している。

令和元年度は、小学生を対象とした「食の安全子ども調査隊」として、8月1日及び同月5日に実施した（小学生と保護者17組34名が参加）。

3 食の安全都民講座

食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、平成27年度から、少人数での講義やグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を開催している。

表 2-12-5 令和元年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	参加者数
第1回	7月26日	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	・講義 ・グループワーク	36人
第2回	10月30日	シーズン到来！知って備える！ノロウイルス食中毒	・講義 ・実習	42人
第3回	11月26日	見て、知って、防ぐ 食品を汚染するカビ	・講義 ・実験	42人
第4回 延期※	3月6日	「低温調理」の安全性を科学する！	・講義 ・実験	—
第5回 中止※	3月18日	これ食べられる？有毒植物の見分け方講座	・講義 ・観察	—

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月の開催を告知していたメディア関係者を対象とした第4回講座は次年度に延期し、有毒植物をテーマとした第5回講座は中止した。

第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

日時 令和元年7月26日

場所 健康安全研究センター

参加人数 54名

内容 「体験しよう！科学のふしぎな世界」をテーマにした実験

・つかめる水作り、蚊取り線香作り

第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）、保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。令和元年度の閲覧件数は、延べ461万件であった。

令和2年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。令和2年3月末の主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ及び印刷物関係等である。令和元年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。令和元年度の閲覧件数は、延べ403万件であった。

3 保健所等のホームページ

令和元年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は延べ397万件であった。

4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和2年3月末の読者数は5,877人であった。

第13節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の取扱状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号で「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知で既存の

通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日で廃止し、新たに実施要領を定め、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が令和元年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(令和元年度)

		合計		ベビーライマ豆		バター豆		ラージライマ豆		
		袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	
平成30年度		20,273	605.7	4,768	140.6	15,405	462.1	100	3.0	
令和元年度総計		18,080	545.7	5,023	156.7	13,057	389.0	0	0.0	
内 訳	平成31年	4月	1,959	56.1	1,319	39.6	640	16.5	-	-
	令和元年	5月	941	28.2	501	15.0	440	13.2	-	-
		6月	1,220	36.6	310	9.3	910	27.3	-	-
		7月	1,133	34.0	203	6.1	930	27.9	-	-
		8月	1,270	38.1	440	13.2	830	24.9	-	-
		9月	2,540	76.2	604	18.1	1,936	58.1	-	-
		10月	1,555	46.7	359	10.8	1,196	35.9	-	-
		11月	2,020	60.6	496	14.9	1,524	45.7	-	-
		12月	1,787	53.6	501	15.0	1,286	38.6	-	-
	令和2年	1月	1,120	33.6	100	3.0	1,020	30.6	-	-
		2月	1,095	32.9	110	3.3	985	29.6	-	-
		3月	1,440	49.2	80	8.4	1,360	40.8	-	-

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数 (令和元年度)

		平成31年	令和元年									令和2年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	4	
	利用人数	-	-	104	9	-	-	72	-	-	-	-	-	185	
中学校	学校数	20	17	6	-	-	1	1	1	-	-	2	-	48	
	利用人数	2,322	2,732	579	-	-	149	137	44	-	-	113	-	6,076	
高等学校	学校数	1	1	-	2	4	2	8	4	9	4	3	3	41	
	利用人数	43	20	-	341	49	704	1,701	495	1,158	483	315	311	5,620	
養護学校等	学校数	-	1	1	1	-	4	1	-	-	-	-	-	8	
	利用人数	-	60	24	18	-	35	52	-	-	-	-	-	189	
合計	学校数	21	19	9	4	4	7	11	5	9	4	5	3	101	
	利用人数	2,365	2,812	707	368	49	888	1,962	539	1,158	483	428	311	12,070	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数 (令和元年度)

		平成31年	令和元年									令和2年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	6	1	-	2	6	5	1	-	-	-	21	
	利用人数	-	-	343	18	-	264	643	458	94	-	-	-	1,820	
中学校	学校数	35	41	27	16	-	6	4	7	5	5	9	1	156	
	利用人数	3,858	5,684	4,980	2,517	-	770	234	484	535	579	1,270	18	20,929	
高等学校	学校数	-	2	4	1	1	8	11	6	12	4	3	-	52	
	利用人数	-	386	595	138	164	1,263	1,722	925	1,510	626	673	-	8,002	
養護学校等	学校数	-	4	2	3	-	17	10	6	2	-	-	-	44	
	利用人数	-	128	27	128	-	709	213	142	55	-	-	-	1,402	
合計	学校数	35	47	39	21	1	33	31	24	20	9	12	1	273	
	利用人数	3,858	6,198	5,945	2,801	164	3,006	2,812	2,009	2,194	1,205	1,943	18	32,153	